

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

澤山美恵子君の一般質問を許します。御登壇願います。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） おはようございます。新風会の澤山美恵子です。今日はよろしく願いいたします。

日を増すごとに寒くなってまいりました。新型コロナウイルス感染症のめども立たず、景気回復が見通せない状況にあります。物価や原材料の高騰などにより、生活にも困難が生じています。明るい兆しも見えない中、この前の町長の行政報告に、「防火防災に関する」作文コンクールで吉里吉里学園9年生の子供が最優秀賞受賞、また、吉里吉里地区教育振興運動推進協議会が令和4年秋の緑綬褒章受章と聞き、とても心が温かくなりました。大変喜ばしいことだと思います。おめでとうございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。

それでは、町の事業委託の在り方についてから質問をさせていただきます。

町の事業委託が特定の事業者集中している問題について、3月議会では当初予算案が否決される理由の一つにもなりました。新年度に向けた契約手続が進むこともあり、来年の3月議会を前に議論しておきたいと思っております。

誤解がないよう申し上げますが、私が問いたしたいのは、その特定の事業者がいい悪いということではなく、そうした状況を生み出している当局の姿勢ですので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

ここでいう特定の事業者とは、「一般社団法人おらが大槌夢広場」のことですが、今年度の町からの委託は以下の5事業で、委託料の総額は1億6,979万2,800円です。まず1つ目に、大槌町文化交流センター指定管理業務委託料2,849万8,000円。2つ目、大槌町立図書館指定管理業務委託料1,285万5,000円。3つ目、地域おこし協力隊支援事務局管理運営業務委託料9,974万円。移住定住推進事務局管理運営業務委託料2,720万円。5つ目、地域おこし協力隊募集PR委託料149万9,800円。

ちなみに、同法人は、令和3年度には13事業で総額約1億円にもなる事業を町から受託

しており、うち11事業は随意契約によるものです。

私は、町のソフト事業は、複数の事業者に委託するのがあるべき姿だと考えます。この事業者がどんなに優秀だとしても、これだけ幅広い分野の事業を任せれば、まちづくりの多様性が失われかねません。ほかの事業者の出番が失われ、町全体の活力が低下します。また、特定の事業者に依存し過ぎると、本来は対等な関係であるべき当局と事業者が、当局以上の主導権を持ってしまいます。仮に、ほかに適当な委託先がなかったとしても、これまで複数の事業者を育てることなく丸投げしてきたのは当局の怠慢と言わざるを得ません。

まして今回、図書館の指定管理が違法状態にあることが明らかになり、議会からは直営に戻すべきだとの意見まで出されています。事業委託への疑念が高まる今、その在り方を一から考え直すべきと考えます。

そこで2点お伺いします。

まず、1つ目です。

当局はこの数年、特定の事業者への一極集中を強めております。実際、当局関係者からは、この団体にしか頼めないとの声まで聞かれます。なぜこうなったのか、具体的な経緯や幹部の意向なども含め、当局の見解をお伺いいたします。

次に、2つ目です。

そもそも当局は、この一極集中を問題視しているのでしょうか。していないならなぜか、しているなら改める手だてを考えているのかをお伺いいたします。

2つ目に、その他事業についてお伺いいたします。

乗合タクシー実証運行の在り方についてお伺いいたします。

乗合タクシーは、公共交通不便地域とされる沢山、迫又、小枕、安渡、赤浜、吉里吉里、浪板の住民のみが利用できます。行きと帰り2便ずつで1乗車500円、10月15日現時点での登録者数は149人で、当初想定した700人の約5分の1です。また、9月末時点での利用者数は33人（延べ200人）で、こちらも登録者の約5分の1にとどまっています。来年度も継続予定で、12月からは午後2時半の帰り便が増やされます。また、運行日を現在の火・木曜日に水曜日を追加することや、柵内を追加することなども検討されています。以上の結果をどう見ればいいのかのでしょうか。

公共交通弱者はそんなにいないのか、いるけれども不便で利用しないのか、このデータだけでは分かりません。なぜなら、この実証実験は中途半端な利便性を持ったものだ

からです。新商品のニーズ調査をする際は、まずは採算度外視で売ることでも試してもらうのではないのでしょうか。他市町村では、まずは無料でバスを走らせているところもあります。大槌町でも、行きも帰りも1時間につき1便にするとか、事前登録なしで当日予約もオーケーにするなど、まずは敷居を思い切り下げた状態で何人利用するかを調べ、そして、だんだん料金を上げたり制約を設けたりしていったら、ここまでなら目標とする利用者数が確保できるというところで本事業にするのが筋だと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

2つ目に、公共交通の抜本的改革についてお伺いいたします。

一方、町民バスについては発着点を現在の大槌駅からマストに変更することや、ダイヤ改正が検討されています。ですが、乗合タクシーと町民バスはどちらも不便で、それぞれ微調整をしていったところで利用者が増えるとは思えません。この2つを思い切って一体運用した上で、利便性を高めていってはいかがでしょうか。

既存の事業や制度ありきではなく、利用実態に即した内容にすること、住む場所によって受けられる公共サービスに差がないようにすることが必要です。民間への委託もありだと思います。前例にとらわれず、いろいろシミュレーションしてみたいかがでしょうか。例えば、町民バスは金沢小鎚線と循環線の2路線で1乗車200円ですが、平均乗客人数は1便当たり3.7人なので、大きき的にはタクシーで十分です。予約制にすれば、空のバスを走らせる必要はなくなります。また、循環線は行きと帰りが5便ずつ、金沢小鎚線は行きと帰りが二、三便ずつで、乗合タクシーと大して変わりません。乗合タクシーと統合した上で運行日や便数を増やしたり料金を下げたりと、利便性を高めればいいと思います。利用者が限定的であれば、タクシー補助を出したほうがよっぽど効果的です。枝葉末節な部分を微調整し続けるよりも、利用者を増やすんだという決意の下、職員自らが新しい在り方を創造する気概が欲しいところですが、当局の見解をお伺いいたします。

次に、元気なふるさと応援センターの再開についてお伺いいたします。

担当課に確認したところ、委託先を社協として協議を進めてきたが、社協の人員配置等の関係から再開には至っていないとのこと。人員配置等の関係の具体的な内容と再開時期をお伺いいたします。

次に、遊び場整備検討事業についてお伺いいたします。

これも担当課に確認したところ、株式会社総合設計研究所に427万9,000円で委託した

とのことです。委託期間は8月30日から来年3月31日までで、遊具の必要性も含めた遊び場の在り方の方針を定めるとのことです。遊具の必要性とありますが、これについては改めて検討するまでもなく、絶対に必要と考えます。また、遊び場の在り方の方針を定めるとありますが、方針を定めるだけのために400万円以上をかけるのはどうかと思います。福幸きり商店街の跡地利用の検討や旧役場庁舎、旧民宿の跡地利用など、この数年はコンサルに高い委託料を支払って検討はするものの、結局は何もつukらないということが続いています。今回も同じようなことになるのであれば、この委託料で遊具を造ってしまったほうが早いのではないのでしょうか。遊び場整備の住民要望が出されてから何年たつと思っているのでしょうか。担当課長や平野町長の責任が大いに問われる事態です。今回の検討事業では、どんな遊び場を、どこに、いつまでにつくるのかを明確に定めていただきたいと思います。また、来年度中にも必ず整備すると約束していただきたいのですが、当局の見解をお伺いいたします。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 澤山美恵子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、町の事業委託の在り方についての1つ目の御質問である一極集中についてお答えをいたします。

自治体の契約は、地方自治法第234条により「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又は競り売りの方法により締結するもの」とされており、一般競争入札により契約を締結することが原則となっておりますが、契約の性質または目的が一般競争入札に適さないものもあり、適切に判断する必要があります。このため、地方自治法施行令第167条では指名競争入札や随意契約による場合の規定が定められており、当町においても適正に運用しております。特定事業者に一極集中と見られる経緯については、業務委託の業者選定理由から選定業者以外に業務を実施できるものはない等の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」または、第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」を適用し、随意契約にて契約を締結しております。文化交流センター、図書館指定管理以外の業務委託3件が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号を適用したものであります。

次に、2つ目の御質問である一極集中を問題視しているのかとの問いについてお答え

をいたします。

事業者が自治体と複数の契約を締結することは、自治体契約のルール上、何ら問題はなく、契約内容ごとに適切な事務執行がなされているものと認識しております。議員御指摘の一極集中については、選定業者以外に業務を実施できるものはない場合には、特定事業者との複数契約が発生する可能性があると考えております。しかしながら、複数の事業者による入札や公募による選定を経ることが契約における公平性、競争性を保つことにつながることから、町内事業者の参入を促しつつ、契約の透明性の確保に努めてまいります。

次に、乗合タクシー実証運行事業についてお答えをいたします。

今年度からの計画期間である大槌町地域交通計画の策定過程において実施した町民アンケート及び住民ヒアリング等では、バス停まで距離がある、坂道移動の負担から外出を自粛していること、通院や買物などの送迎を頼れる人がいないという高齢者の声が多く挙げられていたところであります。これらの問題は、交通不便地域の解消と高齢者の外出機会の確保が課題と捉え、課題の解消に向けて乗合タクシーの実証運行を開始しました。

利用料金及びサービス内容については、他市町村の事例を参考にしながら、地域の公共交通を持続させるため、鉄道や路線バス、タクシーとは違うサービス内容と運行方式を踏まえ、事業者からも意見をいただきながら大槌町地域公共交通会議で協議を進め、現在の制度内容といたしました。

今年度の8月に実施した乗合タクシー利用登録者へのアンケート調査の結果や毎月の乗降者を見ますと、繰り返し御利用いただいている方が多く、外出機会の確保について、制度をうまく御活用いただいているものと考えております。

また、登録者の中で利用していない方の理由では、運転しているからが30%、送迎者がいるからが39%と、公共交通以外の移動手段を有している方が多くいる状況にありますが、将来的に免許返納した際の利用する意向があるとも捉えております。町内の公共交通において、町民バスは町内の生活移動手段としての役割を担い、タクシーにおいては柔軟な移動手段を担っており、三陸鉄道リアス線及び岩手県交通は、隣接する自治体を結ぶ幹線交通と町外への移動手段の役割を担っております。各事業者が、それぞれの役割で町内の公共交通網を実施していただいております。

議員御指摘の町民バスの利用者増加策については、岩手県沿岸市町村に共通する移動

手段に自家用車を利用する割合が高い車社会であることから、大幅な増加は見込めないものと認識をしております。

しかしながら、高齢化が進む当町では、免許返納後の高齢者などの自家用車を利用できない住民は増加していくものと予測していることから、高齢者の公共交通利用の需要は高まっていくものと考えております。

今後においても移動困難者の現状把握に努め、持続可能性を考えながら高齢者の日常の外出を支える三陸鉄道、岩手県交通バス、町民バス、一般タクシー、デマンド型乗合タクシーの役割を生かした持続可能な公共交通網の形成に、計画的に取り組んでまいります。

次に、元気なふるさと応援センターの再開についてお答えをいたします。

この事業の再開に向けて大槌町社会福祉協議会と協議を進めてまいりましたが、大槌町社会福祉協議会では、県の社会福祉協議会からの委託事業による生活支援相談員として配置するなど、既に様々な地域福祉事業について職員を配置しており、増員も含めた年度内の調整が困難であるとのこととあります。このため、この事業の再開につきましては、来年度の再開に向けて、引き続き大槌町社会福祉協議会と協議を進めてまいります。

次に、遊び場整備検討事業についてお答えをいたします。

遊び場に関する御要望は令和元年度にいただいており、今年度、予算化の上、遊び場整備検討事業として進めているところであります。本事業は、町の遊び場について行政が一方的に場所や遊具を決定し、方針を定めるのではなく、町民の皆様との丁寧な話し合いにより協働で検討することとしております。具体的には、住民の皆様から参加者を募りワークショップを開催することとしており、町からの候補地をお示しし、どこに、いつまでに、遊具を含めたどんな遊び場が必要かなどについて検討してまいります。このため、具体的な方針につきましては、この検討業務を経た上で、改めてお示ししていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 今回は1番目の質問が多くなっておりますので、2番目から始めさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） どうぞ。

○5番（澤山美恵子君） ありがとうございます。

時間が限られているため、当局には簡潔な答弁を強くお願いいたします。

まず、乗合タクシー実証運行事業についてから質問をさせていただきます。

私の提案には全くお応えいただけずに、本当に残念でした。ほかの自治体ではバスを無料にしたり、本数を増やしたりしたら利用者が増えたという報道がありました。何の事業でもそうですけれども、当局の皆さんには、新しい在り方を創造する柔軟性というものを持ってほしいなと思っております。

ここでは2つだけ質問いたします。

まず、①実証運行の在り方については、他市町村の事例を参考にしているのであれば、まずは無料とか、思い切りサービスをよくした状態で実証実験をしているところを参考にしているかがでしょうか。

2つ目に、公共交通の抜本的改革についても、思い切った改革をしている自治体を参考にしてみたいかがでしょうか。当局が手をこまねいているうちに、公共交通を必要とする町民というのはどんどん年を取っていきます。もっとスピード感を持った改革ができないのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（小松則明君） 当局。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、1つ目の乗合タクシーの無料化、敷居を下げた無料にするとかという検討について、検討というかその経過についてであります。まずこの乗合タクシーを始めるに当たって、各事業者、タクシー事業者との意見調整をいたしました。その中では、どの程度の規模の需要があるのかが想定できないということで、曜日を絞った、あとは便数を絞ったものでまずやってみようということで始めたものであります。その中で、タクシー事業者のほうでの意見については、自分たちの事業はタクシー事業が本務であると、乗合タクシーが大きくなる、予約が……

○議長（小松則明君） 短くお願いします。

○企画財政課長（太田和浩君） はい。大きくなると、ドライバーの数、車両の数等々の懸念事項があるということで、可能な範囲の中でまず始めたという経緯であります。そのほか町民バス等の公共交通の抜本的な改革であります。この町の公共交通を担っていただいていたのは、昭和の時代から岩手県交通に町内のバスを担っていただいております。その中で小釜線、金沢線が廃止となったことから、平成13年からそのエリアをカバーするというので町民バスを走らせた経過があります。その中で申請があり、高

台移転の住民に対してバス停までが遠いという岩手県交通路線、また、町民バスの路線であっても、そういうところにあってはどのような対策が必要かということで、デマンド型の乗合タクシーを実証運行しながらそこを補完していこうという中で進めておりましたので、なかなかその抜本的というのは、県交通は、やっぱり釜石に行くなどの足を確保しなきゃない……

○議長（小松則明君） 余分な話はしないで、結論から言ってください。

○企画財政課長（太田和浩君） 現状で、今考えて、町長答弁にもあったように、各交通機関の役割を發揮しながら現状維持で考えております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 言うことは分かりますけれども、まず利用者のことを一番に考えながら、声を聞きながらやってほしいと思います。

それでは、元気なふるさと応援センターの再開についてを質問させていただきます。

このことについては以前も質問をいたしましたけれども、社協は年度途中からスタッフを確保できる、そして当局は社協と話し合うとのことでしたよね。それが今回は、社協でスタッフを確保できないから無理だということです。コミュニティー事業をあまりにも軽視し過ぎているんじゃないかと思います。この事業の実施主体というのは当局です。12月時点で社協がどうのこうのとか、今後どうするという話ではないと思います。どんな理由があるにせよ、やるべき事業を1年間もやらない、そのことについて議会や町民に何も説明もない。この一番の問題というのは、当局にそうした自覚がないということだと思います。民間だったらあり得ない話です。このことについては全協などの場で詳細な説明を求めたいと思います。

これは要望ということで、次の質問に入らせていただきます。

次に、遊び場整備検討事業についてお伺いいたします。

ここでは1つだけの確認です。

遊び場の整備費や管理運営費というのは、全て当局が負担するということでよろしいでしょうか。それを住民に負担させるとか、住民に管理運営させるとかという、そういうことというのはないですよね。お伺いいたします。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 今、検討している遊び場についてでございますけれども、議員おっしゃるとおり、これは町が施工し整備、その検討の結果によって

ということですので、どなたかにとか、そういったことは想定してございません。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） ありがとうございます。

それでは次に、1番目の町の事業委託の在り方についてを質問させていただきます。

答弁では、随意契約も複数契約も何ら問題はないということで、まずは町長にお伺いいたします。

3月28日の臨時会で、町長は「随意契約は特別な契約である。十分気をつけて、どのような内容なのか、どうしてもそこでなければならないのかということを経査しながら業者を決めていく」と発言をいたしました。この発言と今回の答弁は矛盾しているんじゃないんですか。開き直りとも取れる答弁ですが、一極集中は問題はないとの認識でよろしいのでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） お答えをいたします。

随意契約は特別な契約であります。契約ですからきちんと一つ一つを見極めていく必要があるということをお話ししました。しかしながら、結果として、一つ一つをやっても、全体で見れば一極集中になっている現実があると、それは認めているわけで、ですから、やはり随意契約の在り方というのは特別であるということはそのとおりですので、それを、きちんと1つを認めていたら全体が集中になっていたということ、これについては、やはり随意契約を進める中では慎重を期してやらねばならないと思います。競争性、透明性も含めてやるには、やはり随契ではなく一般競争入札、あとは指名競争入札という方法が一番だろうと思いますので、これはきちんと注意しながら、随意契約については注意していくということでお答えをいたします。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） では、おらが大槌への令和3年度の委託は13事業もありました。

文化交流センターと図書館の指定管理、地域おこし協力隊の受入れ、インターン受入れ、それから募集PR支援事務局、移住定住事務局、震災伝承の語り部育成と教材開発、ピアノコンサート運営、新型コロナワクチン接種会場誘導員、外国語指導助手、スクールソーシャルワーカーです。しかも、文化交流センターと図書館以外の11事業は、これって随意契約ですよ。中には数千万円単位の事業もありますが、これってまさに丸投げですよ。これって特殊性や緊急性がある事業でしたか。この団体にしかできない事業

ばかりと私は思えないんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 当局。当局。時間を止めてください。企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

先ほどの町長答弁にも、質疑のお答えにもありましたとおり、随意契約の理由から、一つ一つの理由に基づいてその13事業が随意契約になったということであります。

○議長（小松則明君） 答えになっていないな。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） これってこの団体にしかできない事業でしたかと聞きました。

○議長（小松則明君） 時間を止めてください。当局、しっかりしてくださいよ。

○5番（澤山美恵子君） だから、この団体にしかできない事業か、できる事業か……

○議長（小松則明君） できる、できないという、答えは1つなんですよ。

○5番（澤山美恵子君） そうそうそうそう。

○議長（小松則明君） ほかの業者はできなかった、できる。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

その事業者しかできなかったという判断の下、契約をいたしました。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 当局は、この団体に丸投げすれば楽だから依存を強めていっているんじゃないんでしょうか。この団体もそのように理解をして、当局以上に主導権を握りかねないと思います。だからほかの団体は、愛想を尽かして町に協力しなくなるんですよ。こうした悪循環というのは、当局は自覚されているんでしょうか。

○議長（小松則明君） 当局。時間を止めて。役場の資質ですよ。これは管理職の方、お答え願えますか。

○5番（澤山美恵子君） そうだと思います。副町長か町長をお願いします。

○議長（小松則明君） 副町長か町長。町長。

○町長（平野公三君） 事務処理についてはやはり随意契約になりますので、きちんと今、答弁したとおりの、緊急性も含めてそれでなきゃできないと担当課で判断したということになります。しかしながら、やはり結果的に集中をしているという結果が出まして、先般の議会でも様々な御意見が出ていますので、それに対し改善をしていくと、見直しをしていくということで考えております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番(澤山美恵子君) そのこの団体にしかできないと何か思っているみたいですが、育てるということをしていますか。

○議長(小松則明君) 当局。町長。

○町長(平野公三君) 育てるということでお話ありますけれども、やはり内容はどうかという説明を十分にしていかないと、各種町内にいる団体含めて様々な方々が、俺でもできそう、私たちもできるんだということがはっきりしないのではないかなと思います。やはりある程度時間をかけて、来年度必要であれば前年度から委託内容、業務内容はどうなんだというのを説明しながら理解を得て、私たちにもできるという状況をつくらせていかないと、やはり年度に入ってから募集をかけたというのは遅過ぎる感がございます。ですから、そういう丁寧な、事業内容を含めて、町内の団体含めて、様々な方々に御理解いただいて、積極的にその委託内容に共感を得て、私たちもできるということになるような、そういう環境づくりがこれから必要だと考えております。

○議長(小松則明君) 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長(岡本克美君) 12月の広報の折り込みチラシで、地域おこし協力隊の事務局を募集しますということで、御案内を全戸配布いたしてございます。それから、昨日も建設業界の数社の方が当課を訪れまして、この事務局についての、こういったアプローチがいいのかとか、御相談の機会を設けてございます。それから、6月と11月にも事務局、それから受入れ事業者の説明会も開催してございます。議員御指摘のとおり、私どもとしても町内の事業者の幅を広げるべく、説明会等を開催しながら門戸を広げてまいりたいと考えてございます。

○議長(小松則明君) 澤山美恵子君。

○5番(澤山美恵子君) 不安な事業者に対しては、やらせながら当局がお手伝いすることも必要だと思います。

次に、当局とおらが大槌が11月に開いた地域おこし協力隊説明会の資料の中に、中間支援カンパニー構想について書かれてありました。この伊藤さんという人が中間支援カンパニーを設立予定で、2024年4月から協力隊を受け入れるとのこと。この伊藤さんというのは、現在、この方、おらが大槌と共に移住定住事務局を受託している地域おこし協力隊の方だと思いますが、移住定住事務局などを行うともあります。この2つの事務局というのは単年度の委託事業ですよね。これも、どちらも数千万円から億単位の事業です。それが、この数年先までここに委託することが決まっているのでしょうか。

この構想自体、議会にまだ説明がなかったと思うのですが、これは当局とおらがで決めたことなんですか。この中間支援カンパニーは、まち育て会社と書かれてあります。当局はまちづくり会社のようなものを、おらが大槌を中心としたこのメンバーでつくっていかうとしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

まず、澤山議員には、この地域おこし協力隊の事業につきまして、大所高所より御指導や、それから御配慮をいただき本当にありがとうございます。

まず、この資料につきましては、11月9日に事業者説明会、それから受入れ事業者説明会の際に使用した資料でございます。こちらは事務局ではなくて受入れ事業者側の説明会でございます。先ほどの中間カンパニーというのは、実は、これは地域おこし協力隊から卒業して自分で会社を立ち上げたいというあくまでも構想でございます。今、とある団体から卒業をして、町の中でこういったことをやるのも1つの構想だということでございます。

それから、先ほどの移住定住事務局についても、これも約束しているわけではなくて、あくまでもこういった受入れ先としての事業もありますよという、独り立ちの後の説明の資料でございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 分かりました。最近は脱民営化という言葉があります。これまで民間に委託してきた公共事業を公営に戻すという動きです。理由としては、1つ目に、公共性が高い事業でも利益優先になる。2つ目に、公共性が高い事業のノウハウから行政が失われる。3つ目に、長期的な計画に立った運営ができないなどです。大槌町の現状を見れば、4つ目の理由として、不透明な委託契約も挙げられると思います。まちづくりに直結するソフト事業を、特定事業者やその周辺にだけ丸投げしてもいいんでしょうか。そうすると、一部の人たちだけでまちづくりが進んでいくように感じますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 当局。町長。

○町長（平野公三君） そのとおりです。多くの方々にまちづくりをするということになりますから、男女問わず、地域問わず、様々な形でまちづくりに参加いただくとあれば、広くやはり多くの方々に参加いただくことは必要だと思います。議員御指摘のとおり、

結果として一極集中した形に見えるということにつきましては、やはり町民含めて様々な形、御意見があるということで理解をしながら、そういうことのないように、やはり多くの方々に様々な場面でまちづくりに参画いただくと、そういう環境づくりをしっかりとしていきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） お願いします。現状では、委託事業のメリットよりデメリットのほうが大きいように感じます。委託事業は一旦、当局で引き上げてはどうでしょうか。職員が足りなければ、会計年度任用職員とか地域おこし協力隊を雇えばいいと思えます。そして、民間委託すべきかどうかを一から考え直し、本当に必要だとなったら委託を再開する、私はこのように思いますが、当局としては委託事業に対する不信をどのように解消しようとしているのか。それとも、問題視せずに、今後もそのようにして一極集中みたいに思われるような進め方をしていくのか、お伺いいたします。

○議長（小松則明君） 当局。副町長。

○副町長（北田竹美君） 一極集中と見えるような町の運営は、あってはならないというのが基本だと思います。今お話ありました点につきましては、地域おこし協力隊が基本的に地域を興す、要するに活性化するための事業でございますので、これは3年間の事業をしていただいた後に、新しい事業を起こしていただくというミッションがございます。それから委託事業につきましては、役場でできないものについては、これは、専門的な知識等が要る場合には委託事業をするという基本でございますが、その辺のところにつきましては、今、御指摘の分も含めて、きちっと精査した上で進めさせていただきたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 時間もないので次に進んでいきますけれども、委託事業についてのこの資料請求は、議長のほうにお願いをして議長から刷っていただきましたので、それに沿って進めていきたいと思えます。

委託事業については、私たち議員もいろいろ調べております。様々な疑義が生じております。1例としてですけれども、文化交流センターのおしゃっちについて申し上げますが、1つ目に、基本協定書で指定管理化の上限やリスク分担を定めていない、指定管理料については指定期間中に縮減することを目指すとあるが、毎年度上がって行って、来年度からはさらに上がる見込み、私これ、ずっと全部ここ、自分が疑問に思ったこと

を全部挙げていきます。時間があつたらそこでまた幾つか質問させていただきますけれども、2つ目に、指定管理者の運営状況について毎年度の評価を実施しておらず、評価書もない。3つ目、一般管理費は、令和2年度2.5%、3年度5%、来年度は10%と倍増している。10%は高いのではとの指摘に対し、当局は、明確な理由は述べておらず、根拠も不明であること。4つ目、文化交流施設と図書館を一体発注しているメリットが不透明であること。5つ目、当局と指定管理者との打合せのほとんどがおしゃちで行われている。指定管理者が役場に出向くべきではないかということ。6つ目に、令和2年度当初予算で人件費に係る消費税を算定していなかったとの理由から、令和2年9月補正で増額したが、そこに疑義があるのではないか。また、この変更契約に当たり、当局と指定管理者との協議書が見当たらないのはなぜでしょうか。7つ目、令和2年度から4年度において、予算額と請負額が同じになっているのはなぜか。8つ目、令和3年10月の打合せ記録簿で、指定管理価をめぐる当局と指定管理者とのやり取りに疑義があるのであるのではないか。このように多くの疑義があります。ここで全てをたずねることは不可能だと思います。

そこで要望なんです、できればこれを、年内をめどに、この問題に特化した話合いの場を設けていただきたいと思います。今のうちに質疑応答を尽くさなければ、委託事業にも響いてきます。また、当初予算が否決されるかもしれません。だから、これは議長と町長に要望します。

この中から抜粋して質問させていただきますが、この2つ目の指定管理者の運営状況についての毎年度の評価、モニタリングですね、実施してなくてその評価書もないということなんですけれども、この評価書はどうなってますか。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 年間事業に対するモニタリング、評価書ということでございますが、協定書に基づく毎月の事業報告、四半期ごとの事業実績、そして年間の事業報告ということで、その取り交わしたその内容をこちらで精査させていただくということで、運営状況というのはこちらで精査させていただき、内容については協議ということでさせていただいております。ただ、議員おっしゃるような評価書ということでの、正式な位置づけでの様式に基づく評価というのはございませんで、それに代えて、今お話ししたような形で定時の報告、年間の報告に基づいた評価といたしますか、協議のやり取りをさせていただいているということでございます。

- 議長（小松則明君） 澤山美恵子君。
- 5番（澤山美恵子君） この協議のやり取りの資料はないということですか。資料請求した場合に出せないということなんですか。
- 議長（小松則明君） 協働推進課長。
- 協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 御提供させていただいた協議の内容が、こちらで確認できたものでございます。今、私がお話ししたような内容について記載のあった、何というんですかね、協議書というのは確認できませんでした。ただ、やり取りの中で今お話ししたようなことを進めてきたというのは事実でございます。
- 議長（小松則明君） ちょっと時間。課長、やり取りがあったということは、協議書があるということなんですよ。言い方を間違えないでくださいよ。どうしよう。協議をしたやつは書いていなかったということなんですか。
- 協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） はい。
- 議長（小松則明君） これ駄目だな。まず、じゃ澤山美恵子君、どうぞ。
- 5番（澤山美恵子君） ないっていうのが、ちょっと不思議なんですけれども、だって評価書なくて、例えば口頭でこうやってやり取りした、それってやっちゃいけないことですよ。何か、そういうものを書かないでというか、評価書がないままに、それって駄目でしょう。
- 議長（小松則明君） 当局。協働づくり推進課長、あるなしで言ってください。
- 協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お話のあったような内容での評価書というのはございませんです。
- 議長（小松則明君） 澤山美恵子君。
- 5番（澤山美恵子君） 結局、きちんとモニタリングをしていないということじゃないんでしょうかね。だって、今後においても指定管理で行うことが、それで適正だといえるんですか。
- 議長（小松則明君） 当局。
- 5番（澤山美恵子君） もう一つ。
- 議長（小松則明君） はい。
- 5番（澤山美恵子君） ほかの市町村においては、市町村の評価を行った上で、監査までもしているんですよ。大槌町、何やってんです。
- 議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 議員おっしゃるとおり、指定管理を運営するに当たっては、年間あるいは指定管理期間における評価ということの実施を行っていらっしゃる自治体もあるのは存じ上げております。ただ、令和2年度、3年度、経過するに当たって、今、議員御指摘にあるような形での評価書というのはございませんでした。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 首をちょっとかしげるんですけども、じゃ次、次に行きますよ。

令和2年4月から指定管理が始まりましたけれども、10月に変更増額が発生しました。前の議会説明の中では消費税との答弁がありました。よくよく考えると、この予算額と指定管理者が請け負った額が一緒なのに、お互いに積算額を出していればこんな問題がなかったはずですが、また、令和3年度も4年度も予算額と請負額が一緒なのは、これってなぜでしょうか。町と管理者との協議によって決めた、これこそが談合みたいと言われても仕方がない感じがします。議員の中でも、これってそういうふうと言われてかねないよという議員もおります。町と管理者の協議によって決めたこの記録簿というか、指定管理者の、じゃ協議書はありますか。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） まず、その協議についての御疑念でございますが、こちらは平成15年からですかね、民間でできることは民間でという趣旨の下に、指定管理者制度ということで、その運用に当たって、総務省からの通知等にもより、この委託料を決めるに当たっては、市町村、委託される自治体と受託者の協議に基づいて行うことということで定められております。それも公募の段階あるいは募集要項等にも記載されていることですので、この協議自体そのものは、お話しされるようなことではございません。むしろ、一般的な委託と違って指定管理ということで、自治体と受託者である指定管理者がお互い協議して進めていくということが必要な工程であったということでございます。

あと、また、その次年度へ向けた指定管理料の協議書ということにつきましては、今般、御請求いただいた資料でお出ししているとおりでございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 再度聞きますが、変更があったのに協議書が提出されていないんですか。消費税だからって、勝手に上げたんでしょうか。

○議長（小松則明君） 消費税。時間止めてください。聞いているのは、消費税ということの説明があったんですが、消費税になりますよという協議書はありますかと聞いているんです。それが出ていないから聞いているんですけども、どうなんでしょうかということに対する答弁を短くお願いします。余分なことはいいです。いや、郷古課長はあなたが担当でなかったから、まず。はい。郷古課長、お願いします。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） すみません。こちら、恐らく令和2年の9月定例会で、結果的に消費税というものが算定に入っていなかったということで、こちら側から提起して議決承認をいただいたということになります。その協議書についてですけども、すみません、ちょっと今、確認できてございません。ただ、やはり消費税というのは国で定められた制度について、それがこっち、何というんですかね、指定管理料に含まれていないということであれば、こちらからの発議動機として、ちゃんと整えるべきものとして計上したということであると思います。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） それはちょっとよく分かんないんですけども、ないということとで理解していいんですか。

○議長（小松則明君） 時間を止めてください。あるかないかをお答えください。まだ時間は止めててくださいね。どうぞ。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 度々申し訳ございません。ちょっとすみません、今ちょっと確認できてございません。すみません。

○議長（小松則明君） 確認できていないかで、あるかないかというのはどっちだか分からない。その上の上司、何か言うことないですか。何だろうな。ちょっと待ってください、私も考えます。時計止めてください。ないのであれば、ないんでいいですよ。あるかないか分からないということは議事進行できないので、副町長。

○副町長（北田竹美君） お答えします。

消費税については、当然これは国の定めについて上げなければいけないことでありますので、上げていないということが分かった時点で消費税を上げるということにいたしました。それについての、消費税をこういう理由なので上げますというものについての協定書、協定書というか打合せ議事録は存在しておりません。打合せ議事録は恐らくございませんが、消費税というのを上げなきゃいけないので上げましたということはあったと思います。ただし、これにつきましては勝手に上げたわけではなくて、この消費

税を上げるということに関して、議会に予算として消費税の部分についても議決をいただいたと、こういう認識でございます。

○議長（小松則明君） 時間止めて。答えになっていないな。

暫時休憩いたします。確認をお願いいたします。

休 憩

午前 1 1 時 0 0 分

○

再 開

午前 1 1 時 1 2 分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お時間取らせてどうも申し訳ございませんでした。消費税の分の9月の対応に向けての協議書というのは、やはりございませんでした。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） そんなのあり得ないですよ、本当に。だって、補正予算が出てくるわけですよ。それなのに議事録がないまま上げてこれるんですか。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 消費税につきましては先ほどもお話しいたしましたが、それは当初の指定管理料に含まれていなかったということで、国で定めた税制に対するこれは不足の分ということですので、それに向けて協定書変更の手続きを取り、補正予算として計上したという経緯でございますが、相手方とのその消費税ということについての協議書というのは存在しなかったと、こちらからの発議として対応させていただいたという経緯でございます。

○議長（小松則明君） 時間止めてください。協働づくり推進課長、とんでもないこと、あなた言っていますからね。今の答弁は議会軽視どころじゃないぞ。だから気つけねばねえ。どうすればいい。いいですか、進めて。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） これは公的支出ですよ。議事録がないままできますか、これ。おかしいですよ、これ。

○議長（小松則明君） 当局。時間。町長。

○町長（平野公三君） 本来であれば、私を含めて協議した場合、その場合、復命書という形で事務取るんですよ、全てに対して。どんなことでも三役協議、または様々なこと

であれば、議員御指摘の対指定管理者との協議はもちろんそうですが、それも協議ではなくて復命書という形で出てくるんです。それを見ながらということになります。私たち説明受けたときも、その説明した内容を含めて復命書で全てを、経過を見れるようになってはいるんですが、実は今のとおりの状況で、今、議員御指摘のとおりの状況が、その復命したものがない、会議をした経過も見れないという状況ですので、やはりきちんとした事務が取られなかったという事実がありますので、先ほど、この時間も何分もないので、きちんとその辺につきましてはしっかりとその場を設けて、御意見いただければ、議長、副議長とも相談しながら、それが何点か質問ございましたので、全体を含めてこちらからもう一回説明する機会を設けたいと思います。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） がっかりしましたけれども、あとは次々に議員も質問をしたいと思いますから私はここで終わりますけれども、大体にして、すみません、消費税のことについても、お互いに積算があれば絶対間違いはないはずですよ。これ多分、次の議員が聞くとおもいますが、そこら辺もちゃんと考えておいてください。

以上で終わります。

○議長（小松則明君） 以上で、澤山美恵子君の質問を終結いたします。

11時30分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時16分

○

再 開

午前11時30分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

白澤良一君の質問を許します。御登壇願います。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 永伸会の白澤良一です。

令和4年の最後の月となりました。今年1年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症対応で大変な年でありましたが、年末にかけて感染拡大が懸念されております。この間、町民の皆様、医療関係者の皆様、さらには事業者の皆様には、感染拡大防止に取り組んでおられることに感謝申し上げます。来年こそはコロナが収束し、安心して暮らせる日々が来ることを切に願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず、震災伝承プラットフォーム事業について御質問します。

当局は昨年度、町民との協働による「震災伝承プラットフォーム事業」を始めました。この事業は国の地方創生推進交付金を活用したもので、実施期間は3年間、総事業費は約4,600万円です。その元となる「地域再生計画」の名称は、「おおつち震災伝承ツーリズム推進事業」となっております。計画には「震災伝承ツーリズムを新たな観光資源とする」「教育旅行や企業・団体研修の受入態勢を整備することにより、交流人口の拡大や新たな生業の創出を図る」などがあります。また、「3年間の事業期間経過後は、震災伝承プラットフォームが得るガイド料金収入及び参画事業者からの負担金収入により、自立した事業基盤の構築を見込む」「教育・研修旅行の受入実績を有する民間団体がプラットフォーム事務局の機能を担う」とあります。この「教育・研修旅行の受入実績を有する民間団体」は、私の知る限り町内に1団体しか見当たりません。総じて言えば、この計画は、少なくとも当初の段階では、特定の団体が既に行っている震災伝承ツーリズム事業を拡大することが目的であったと思われます。

ですが、私は、特定の団体による観光ツーリズム事業を拡大させる前に、まずは町内における震災伝承を充実させるべきと考えます。津波で二度と犠牲者を出さないための施策が最優先ではないでしょうか。町内の学校や家庭などで震災伝承を推進する施策と、特定の団体が震災を観光資源にして稼ぐ施策は分けて考えるべきです。震災を知らない世代が増えている中、津波がどれくらいの高さでどこまで来たのかさえ知らない児童や生徒がいると聞きました。町内の学校では、ふるさと科や復興研究会などがあるにもかかわらず、非常に危機的な状況にあると思わざるを得ません。

こうした町の実態を踏まえ、いかに住民の命を守る施策に転換するかを議論すべく、幾つか質問いたします。

なお、御答弁に当たっては、私の通告質問の内容を繰り返すことなく、私が質問したことにだけ簡潔に御答弁願います。

1点目として、(仮称)震災語り部の育成について質問します。

この事業で育てる語り部や作成する教材について、その所有や管理運営は3年間の事業終了後はどうなるのでしょうか。当初の計画どおり、特定の団体が担うことになるのかお伺いします。

2点目として、教育・研修コンテンツの開発について質問します。

震災教育に用いる研修用テキストも、昨年度、町内の法人に作成委託をしましたが、その概要並びに今後の活用策についてお伺いします。

3点目として、震災伝承の場の在り方検討について質問します。

旧役場庁舎と旧民宿の2つの跡地を震災伝承の場として活用すべく、そこに何が必要かを話し合うワーキンググループが、昨年度7回も開催されました。参加者は、モニュメントや建物など様々なアイデアを提案しました。ところが、本年度の計画には「今後もヒアリングを続けた上で、物を作ることが必要な場合は、整備を検討していく」とあります。これでは昨年度の話合いを白紙に戻すようなもので、参加者から「私たちの思いが届いているのか、尊重してくれているのか」という声が届いております。

また、今年度の計画には「AR・VR技術を用いた整備」とありますが、「モニュメント」などの文言は見当たりません。昨年度は「予算などは気にせず、自由に意見を出してください」と説明がありましたが、結局はAR・VRありきの結論が出るまで再検討を繰り返すように見受けられます。

もちろん、2つの跡地に何かをつくることについては、同僚議員や町民の皆さんにおいては、賛否両論があることは承知しております。しかし、平野町長は、2つの跡地に何かをつくと発言しておりますし、当局もそのための意見聴取をしたものと認識しております。私たちはマスコミを通じて、町長はじめ町当局の発言を注視し、そのことに期待しております。改めてワーキンググループで出された参加者の意見を尊重し、モニュメント設置に向けての当局の御見解をお伺いします。

4点目として、震災伝承意識の醸成について質問します。

東日本大震災から11年目となり、震災を知らない世代が増えている中では、語り部を育て、さらに意識を醸成する前に、まずは震災の基本的なことを教えるべきではないでしょうか。何も知らなければ、考えることも、語ることも、意識を高めることもできません。その中でも、また必ず来る津波から命を守る知識を教えることが急務です。そうした学びの場を、学校や家庭での教育、生涯学習の場などに組み込むことが必要と考えますが、当局の御見解をお伺いします。

次に、森林行政についてです。

12月は大気汚染防止推進月間並びに地球温暖化防止月間ですので、この月間にちなみ、森林行政について質問します。

初めに、森林の維持管理について質問します。

本年3月議会でも、森林経営管理法に基づく町内の森林の現状把握や実態調査について、町の対応や具体的な問題点について質問いたしました。町長から、森林環境譲与税

を財源として、令和2年度から16年間の予定で、森林所有者の管理について意向調査を開始している旨の御答弁をいただきました。森林経営管理法は、森林所有者に森林の経営管理を適切に行う責務を求めるものです。しかし、林野庁の資料によると、国内の市町村の8割が、管内の民有人工林が手入れ不足と回答しているとのデータがあります。手入れが十分に行われないと、災害防止や地球温暖化防止など、森林の公益的機能が十分に発揮されません。そのような中で、森林経営管理法は森林所有者の責務だけでなく、市町村にも多大な責務が伴うものと思います。本年3月議会で森林経営管理法の施行について御答弁をいただきましたが、当町として、今までの経過も含めて、今後の取組方並びにそのスケジュールについてお尋ねします。

次に、森林伐採後の管理等について質問いたします。

森林は、①地球温暖化を防止する、②水を蓄えて洪水を防止する、③山崩れなどの土砂災害などを防止する、④レクリエーションの場となる、⑤資源を生産する、⑥動植物の生活の場となるなど、森林の持つ重要な役割が注目されております。

しかし、最近の町内の森林の状況を見ますと、私の個人的な認識の範囲では、昨年来、新山明神平一帯、今年は新山1号線中腹、長井地区など、広大な範囲で伐採されています。最新鋭機械を駆使し、目を見張るような、効率的な作業が進められていました。当然、法的制約にのっとった事業推進とは思いますが、現地の状況を見ると、大型機械で伐採作業後、山肌土壌がさらされることにより、森林生態系の多面的機能が大幅に低下している林地が見受けられます。これでは土砂流出防止どころか、大雨等により伐採後の林地から周辺道路等への土砂流出も懸念されます。

本年4月1日から、伐採及び伐採後の造林の届出に係る変更が適用されました。これは、地域森林計画に定められている森林において、森林の立木を伐採するときには森林法で届出が義務づけられ、森林所有者の責任を明らかにしております。このことから、国土の保全、地球温暖化防止、水源涵養機能など、多くの公益的機能を持つ森林の伐採後の林地管理について、町では公有及び民有の森林所有者に対し、伐採後にどのような指導を行っているのかお伺いします。

以上で、檀上からの質問を終わります。時間があれば再質問させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 暫時休憩いたします。

休 憩

午前11時41分

再開

午前11時 分

○副議長（芳賀 潤君） 再開します。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 白澤良一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、震災伝承プラットフォーム事業についてお答えをいたします。

1点目の（仮称）震災語り部の育成については、昨年度作成した基礎編の教材、今年度作成中の応用編教材を用いて、今年度から人材育成に向けて講座を実施する予定としております。なお、講座用の教材等、作成した一切の成果は、特定の団体ではなく町に帰属するものとしており、町が所有し管理していくものであります。

また、講座を受け育成された語り部については、町の認定語り部として登録していただき、町の震災伝承の担い手として活動していただきたいと考えております。

2点目の教育・研修コンテンツの開発については、昨年度は研修用コンテンツとして、震災の出来事や各地域での被災状況の説明に対し、ただ聞くだけではなく、参加者が被災者の立場を想像して、どうしてそうなったのか、自分ならどうするのかなどを考えながら、振り返りを行うためのプログラムを作成いたしました。これは、教育現場に限らず一般向けの研修にも使えるものとなっており、語り部育成講座と併せて、町内をはじめとする事業者や自治会等の団体に向けて紹介し、実施機会をつくっていききたいと考えております。

3点目の震災伝承の場の在り方検討については、昨年度開催したワーキンググループは、集まった皆様に内容を決定してもらうためではなく、様々な意見やアイデアを幅広く聴取するために開催したものです。御意見の中には、つくるものの具体的なアイデアから、何も整備する必要がないといったものまで、まさに個々それぞれの意見が出されました。いただいた意見を尊重することはもちろんですが、伝承の場においてはソフト事業、すなわち家庭や学校での教育や伝承活動と一体であることが最も重要と考えており、ソフト事業を推進しながら整備の在り方について引き続き検討し、町民の皆様の合意を得られる方針を御提案申し上げたいと考えております。

4点目の震災伝承意識の醸成については、議員御指摘のとおり、震災伝承を地域に根づかせていくためには、学校、家庭において、教育として語られることが必要であると考えており、昨年度のプラットフォーム運営会議においても同様の意見が強く打ち出さ

れたところであります。プラットフォームにおける震災教育コンテンツ開発事業はまさにそのための取組であり、今年度から来年度にかけては、教育現場へ組入れに向けて教育委員会、学校等と話し合いを進めてまいります。また、学校教育では、ふるさと科の防災をテーマとした授業、生涯学習の場においては出前講座での防災学習など、既に教育分野でも取組を進めているところであります。今後さらに震災伝承事業と連携を深め、震災の教訓や防災意識が大槌町の町民性にまで根づくよう、取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、森林経営管理制度の現在までの経過と今後の取組についてお答えをいたします。

令和元年度から森林環境譲与税を財源とする森林経営管理制度が始まり、当町においては、令和元年度に町内の森林資源管理図と所有者を調査し、システム化を行いました。システム化したデータを基に、町内を小鎚、金沢、大槌、吉里吉里の4地区に分け、令和2年度から1地区当たり4年間を調査期間とし、全16年間の予定で、所有者の森林管理の意向調査を開始しております。令和2年度に小鎚地区種戸エリア、令和3年度は小鎚地区白沢エリアの意向調査を行い、回答率はおおむね7割となっております。今年度は小鎚地区徳並・長井エリアの所有者に対して、今月、調査票を郵送し、年度内に取りまとめを行う予定としており、今年度で小鎚地区の調査が終了します。来年度は、小鎚地区において町に管理を委託すると回答した方と委託契約を行い、山林の集積計画に基づく森林整備を順次進め、令和6年度からは金沢地区の意向調査を行う予定としております。今後におきましても適正な森林管理に努めるとともに、森林環境譲与税については、意向調査や森林整備のほか、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等にも活用することができることから、全国の事例を参考に事業を推進してまいります。

次に、伐採後の管理指導等についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供など、極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深く関わっております。森林を伐採する場合は、森林所有者等による事前の届出が義務づけられており、伐採者と造林者が異なる場合は、連名で届け出るようになっております。

しかし、伐採者と造林者の役割分担が曖昧で、全国的に造林計画の検討が十分でない事例などが発生したことから、森林法関係規則が改正され、令和4年4月1日から適用されております。今回の改正では、所有者及び伐採者と造林者の責任を明確にするため、伐採造林届に、伐採者による伐採計画と造林者による造林計画書を添付することとして

おり、市町村森林整備計画との適合性等に応じて、伐採及び伐採後の造林の計画内容を変更・遵守させるとともに、伐採が完了した際は、伐採に係る森林の状況報告、また、造林が完了した際は、伐採後の造林に係る森林の状況報告を提出することが義務づけられております。

町は、提出された伐採後の造林計画が、大槌町森林整備計画により、萌芽や天然下種など、自然がもたらす更新が可能な森林であれば天然更新を認め、また、杉やアカマツなどの人工林を、大規模に伐採を行った森林に対しては、植栽などによる再造林の計画を立てさせるなど、森林が適切に再生するよう関係者へ指導と説明をしており、これまで以上に伐採造林届の内容精査に努めております。また、現在行っている新山地区町有林の伐採においては、岩手県のナラ枯れ被害対策実施方針に従い、ナラ林の伐採利用を促進し、被害を受けにくい広葉樹林への若返りを図るとともに、ナラ被害の拡大防止のため、更新を進めております。伐採事業者である釜石地方森林組合から定期的に報告を受け、周辺環境に注意し実施しており、一時的に森林の持つ多面的機能が低下するものの、その後の萌芽更新等により森林の再生を図ることで、森林の生態系が保たれると考えております。

今後におきましても、民有林の適正な森林管理指導に努めるとともに、森林認証を取得している町有林におきましても、大槌町有林森林経営計画に基づき、持続可能な資源環境による森林の利用と保護を進めてまいります。

○副議長（芳賀 潤君） 再質問を許します。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 御丁寧な御答弁をいただきありがとうございます。

再質問に入る前に、震災後に大槌町から遠野市、花巻市、盛岡市に転出する方に、大槌町で震災後に見つかった写真などの思い出の品を持ち主に返す相談会が開催され、遺品を手にとった方々が、大変懐かしい、そういうことを新聞とかテレビの報道で見ました。大槌町の震災伝承の先頭に立つ協働地域づくり推進課長をはじめ担当課の職員には、大変御苦労様でした。

それでは、時間もありますので、順を追って再質問させていただきます。

まず初めに、震災語り部の育成についてですが、この事業の語り部には身近な人に無料で語る基礎編と、それから町外の人に有料で語る応用編の2種類があります。このテキストは昨年度、町内の一般社団法人に二百数十万円で作成委託をしましたが、私は見たときに、その内容にもうちょっと工夫が欲しかった、そう感じています。今年度はそ

のプロの語り部を育てる応用編講座のテキストを、当局、町が自ら作成すると伺っております。公である町がプロの語り部を育成できるのか、そしてまた育成してよいのかという疑問を私自身も感じていますが、御見解をお伺いします。

○副議長（芳賀 潤君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 御質問の部分で、町が有料で使っている応用編とございますと、あとプロの語り部を育成ということですが、有料でということは考えてございませんで、あとプロの語り部を育成ということでもございませんで。といいますのが、語り部の育成事業といたしましては、多くの町民の方々に震災について伝承し、自身の身を守るための行動につながるよう、そしてさらにその方々が身近な周囲の方々にも伝え続けていただけることを目的として基礎編を位置づけてございます。応用編はその基礎編を受講された方を対象に、町民の方を対象とした震災伝承の研修機会などに参画していただいて、活躍していただける方を養成させていただくために設けているというものでございます。これはやはり震災伝承の基本理念でございます。忘れない、伝える、備えるを具現化するために、人から人への震災伝承をこれから長く語り継がれていくために町が行うもので、プロの語り部を育成するということを目的にしているものではございません。やはり津波から人の命を守るための知識や経験を身近な人たちに伝え、より主体的に活躍していただく方を育成させていただくということが目的でございます。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ちょっと後段のほうでもこの辺でいえば詳しく質問させていただいたのも、ちょっと私が見た感じでは、実際に有料で語り部をした場合に得た語り部の収入がその個人のものになるのか、それからどこの団体に属する形でその団体と個人がその報酬を折半するのか。語り部は町当局が管理運営とすることですが、語り部の募集、それから受付、派遣、入金管理など、本当に町でやれるのかというのが疑問に感じています。私は町公認でない語り部とのすみ分けをどうするのか、また、そうしたことをちゃんと考えながらこのテキストをつくったのか、その辺についてお伺いします。

○副議長（芳賀 潤君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 金銭の管理等、どのようなことかということにつきましては、今お話ししたとおり、町で考えてございます応用編を経過した認定語り部の方についての入金ということは想定してございません。ということで、この事業

では、やはり震災伝承のソフト事業として重要な語り継ぐための事業基礎をなすものでございまして、町が語り部について研修期間を設けて、町民の方々はじめ多くの方々に参加していただき、その上で基礎編を受講された方から応用編を通して、主体的にその後の震災伝承機会に活躍していただく方を養成していくものでございます。ですので、これまで行われていた語り部事業、それぞれ独自に行われていた部分に対して、こちらのほうからその事業に対して干渉したりするということではございません。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 私、テキストを見たときに、有料で語り部をするという、そういう認識に立ってこの質問をさせていただきます。町外の人に有料で語り部をする人を増やす、そんなニュアンスで私は捉えています。それよりも身近な人に、無料で語り部をする方を増やすことが私は先決になるかと思っています。公の町がプロの語り部を育成するというのは、私、ちょっと無理があるのかなと思っています。また、これ、テキストを見たときに感じたんですが、特定の団体の語り部を育成するとなれば、それ以外の語り部が今、町の中にたくさんおりますね。ちょっと私は極めて不公平なことだと思っています。なぜなら、その特定の団体だけにお墨つきを与えるということになるので、震災伝承に本当に必要な多様性の視点が失われてしまうおそれが考えられます。今年度、何度も言いますが、応用編というのはプロの語り部を育てる講座のテキストの作成だと思っていますが、プロの語り部の育成を行わず、何度も言いますが、身近な人に無料で語り部をする人を増やしてはいかがなものでしょうか。御見解をお伺いします。

○副議長（芳賀 潤君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） まず、身近な人に多くお伝えするという点では、議員おっしゃるとおりでございます。やはりこれらの講座を通してプロの語り部育成をするということを、先ほどもお話ししましたが、目的としているものではございません。多くのお話にありましたとおり、いずれは全ての町民の方々が御家庭やあるいはお友達や職場等において、互いに自然に震災について語り継ぎ、震災伝承が町の文化となることを目的としているものでございます。そのために多くの町民の方々をはじめとして多くの方々に震災伝承を、そして人に伝える、話し合う、動機につながることを目的に基礎編を開催しまして、それを受講された方の中から積極的にその後の震災伝承に関わっていただける方について、養成といいますかね、応用編でさせていただくものです。ですので、この応用編によって町が認定させていただいた語り部の方は、既に個別

に行われている語り部に対して、何らの制限や、ましてや特定の団体へのアドバンテージといたしますか、そういったことを与えるものではないということでございます。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） そういうことであれば、ちょっと私、教育・研修コンテンツの開発について質問するわけですが、今、課長が言ったように、私自身、研修のテキストってまだ見ていないです。ですから、当局に要望ですが、常任委員会とか全員協議会の場などで、私は議員にこの基礎編講座テキスト等、研修テキストの配付をして説明する場を設けていただきたいと、そのように感じています。それについてはちょっと御見解をお尋ねします。なぜなら、震災を経験した私たち議員にとっても、その震災伝承事業とは特別のものだと感じています。私と同様、先輩議員も知りたいところだと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○副議長（芳賀 潤君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 御覧いただいているということについてはそのとおりでございます。幾つかの理由、申し述べさせていただきたいと思っておりますけれども、研修用のテキストそのもの、その研修はグループワークといたしますか、それぞれが震災から何を学び、その機に臨んでどのように各自が判断して行動するのかという演習や、受講される方々同士の意見交換などから、参加者同士の学び合いを通して震災・防災について自らの気づきを促すことを目的に策定しているものです。そのために、一般的なガイドブックや、例えば教科書のように、読んで分かるという作りにはなってございませんで、その研修の大きな流れや進め方のきっかけ、道しるべ的な、章立て的な構成になっているもので、その行間を埋めるために、グループワークであったり、その講師のファシリテーションとか、そういったものが合わさって初めて生きるテキストでございます。ですので、それをそのまま御覧いただくと、ちょっと誤解されるような部分もございましたので、広く配付して御理解をいただけるような内容ではなかったということでございます。ですので、そのテキストだけを御覧いただいても、ちょっと誤解を生じるおそれから配付してはございませんでした。いずれその辺りの説明も添えて、何らかの機会に、おっしゃるとおり、議員の皆様にもお示ししたいと考えてございます。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 誤解を招くようなテキストでは、ちょっとあつてはならないと思

っています。ですから、テキストは今できておられるわけですね。ですからその段階で、今、こういう状況の中で町民、それから町外の方々に震災伝承をしていくと、そのテキスト、今、成果品としてあるわけですので、その段階の中で、議員の方々に誤解を招かないような説明をしてほしい、そのように願っています。

それから次に、さっきの町長の答弁には、震災の出来事や各地域での被災状況をただ聞くだけじゃなくとありますが、町長は、大槌高校の復興研究会定点観測班が令和4年防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞された際の、これ新聞で見た記事です、今後、震災を知らない世代が増えていく中で、震災伝承の重要性を述べておられます。ですから、私が強調したいのは、大槌には震災の出来事や各地域での被災状況を知らない子供たちがいるのだということを、ぜひ御理解いただければと思います。

また、答弁には、参加者に想像してもらったり、振り返ってもらったりするとありますが、そうしたことは、当時の状況を聞けば、おのずと多くの方々に考えていただけるのではないのでしょうか。そういうことよりも、震災で何があったのかを丁寧に教えてはいかがですか。この事業は当初、私は観光ありきで始めたのではないかと、私自身はそのように受け止めています。どうしても町の外、町外向けのつくりになっている感じがしますが、そうでなくて、町民向けに、町民が津波で二度と悲惨な目に遭わないために、震災で起きたことを丁寧に教える内容にすべきだと思うわけですが、御見解をお伺いします。

○副議長（芳賀 潤君） 協働推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） まず、被災状況をただ聞くだけではなくということ、本当にそのとおりで、ただ聞くだけではなく、一方的にいわれるスクール形式で、そういうことではなく、その研修の中で課題を投げかけ、その中で自分事として考えていただくという研修内容だということ、そういったことについては本当に丁寧に組み込んでつなげていきたいと考えてございます。

あとまた、議員おっしゃるとおり、震災後はや12年近く経過しようとしていますけれども、その年齢に達したお子さんたちは、実際、震災の実体験はなく、今後、時を重ねるごとにそのような世代がさらに多くなっていくことについても十分承知してございます。さらにこの先、やはり伝承ということは息の長い事業でございますので、50年先、100年先、100年後、震災を自らの体験として語り伝える人というのは、どんどんどんどん少なくなってきます。でも、それでもなお、町民の皆さんが津波で二度とそういった

悲惨な目に遭わないためにも、震災について語り継がれる環境を今から整える必要があると認識してございます。そのためにも、今からしっかりと震災で起きたことを伝える内容をはじめとした語り部事業を進めてまいりまして、町民の皆様の震災伝承の意識の醸成につなげ、震災伝承が町の文化となることを目的として事業を推進していきたいと考えてございます。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ぜひ今、課長が御答弁されたようなことを肝に銘じて進めていただければありがたいと思っています。

それから、震災伝承の場の在り方の検討について再質問します。

昨年度開催されたワーキンググループの参加者の中には、モニュメント設置についての意見を述べ、さらに新聞等によって町長の発言を目にし、期待している町民の方が大勢見受けられます。町長は、9月議会の定例会の私の一般質問に対する関連質問に対して、2か所につくりたいと御答弁をしていただきました。私が思うには、政治家の言葉こそが政治であると私は信じており、町長の答弁や発言の言葉を私は重く感じております。発言したことに責任を感じて行政執行に当たってほしいと願っております。改めてモニュメントの設置についての御答弁をいただきたいと思いますが、よろしく願います。

○副議長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） 過日の議会でもお話ししたとおり、2か所の場所にはモニュメントをつくってまいりたいと強く感じております。しかしながら、やはり設置についても、町民の多くの方々に御説明申し上げるということも必要ですし、ソフト面からやはり考えていく必要もあるだろうと、こう思っております。ただあればいいということではなくて、やはり伝えるという思いをしっかりと酌んで、そこに何が必要なんだというところを形にしていくことが必要だと思えます。先ほど議員もお話しのとおり、私が話をしたということになりますので、しっかりと責任を持ちながら議会はじめ町民の方々に説明を果たしてまいりたいと思えます。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 改めて町長からの御答弁をいただきましたので、そのことについてはきっちりと肝に銘じて執行していただければと思っています。

それから、震災伝承の意識の醸成についてですが、先ほどの答弁の中で震災教育コン

テンツ開発事業、ちょっと私にとっては聞き慣れない言葉がありました。このことをちょっと調べたんです。コンテンツというのは中身とか内容という意味だと理解していますが、どうもこの震災伝承のコンテンツの中の違和感を覚えています。震災伝承とは、震災を知らない人が何かを新たに、コンテンツをつくることなんでしょうか。私は、その震災を経験した大槌町民の方々はコンテンツの塊、そのように感じています。言わば震災の専門家ですよね。我々が実際に見聞きしたことを子供や孫に伝える、子や孫が津波で悲惨な目に遭わないように教育する、これ至ってシンプルなことではないかと、そのように感じています。公である当局はこうした町民のお手伝いをすべきだと思いますが、改めて見解をお伺いします。

○副議長（芳賀 潤君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 震災教育コンテンツということで、直訳というか、意味的には中身とか内容ということでございまして、御指摘のとおり、町民の皆さん、コンテンツの塊ということではございますが、いわゆる教育研修という場においては、そういった中身を形にする必要があると思います。そういった意味で、その研修を進める上では、その内容であるとか、そういった基本的なものを形にするという意味でのコンテンツということで捉えてございます。それでそういったもの、先ほどもお話ししましたテキストとして、これからも長くそして確実に、この町に震災伝承が根づいていくためには、やはり議員おっしゃるとおり、町長からの答弁もございましたが、やっぱり教育現場における働きかけは大変重要だと認識してございます。そのために、教育機関はじめ協議をさせていただきながら、この働きかけをそのテキストとともに、コンテンツとともに有効に使える形で作り上げていながら進めさせていただきたいと考えてございます。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） やっぱりブラッシュアップをしながら、これから突き進めていかなきゃならないと思っていますので、今、課長さんがおっしゃったようなことについては、十分に注意しながら推進していただきたいと思います。

次に、これはちょっと教育長にお尋ねしたいんですが、大槌学園と吉里吉里学園における震災後からこれまでの震災教育についてお伺いします。

ふるさと科の防災授業は何年生を対象に、どんな内容なのでしょう。それから、震災伝承ではどういった方が講師を務めておられるのか。それと、震災の経験があまりに

も生々しくて、学校でも家庭でも伝えられないという現実があると感じておりますが、児童・生徒の配慮なども含めて御答弁いただければありがたいです。よろしく申し上げます。

○副議長（芳賀 潤君） 教育長。

○教育長（松橋文明君） 臼澤良一議員の御質問にお答えをいたします。

1つ目のふるさと科の防災授業でございますが、対象学年は1年生から9年生までの全ての学年が対象となっております。内容につきましては、地震・津波のみならず、交通安全、火災、土砂災害、河川増水、不審者等、幅広く対応して、各学年の発育発達段階に応じた指導を幅広く行っております。

2つ目の震災伝承の講師の方々についてでございますが、震災直後は大学の先生方をお招きしまして、命を守るという観点での内容が多くございましたが、最近におきましては、実際に震災・津波を直接体験をした、また、避難所運営等に関わっていただきました町民の方々、町当局の行政の方々を中心に、生の声での指導、授業を行っていただいておりますし、また、震災伝承施設等の訪問をするなどして、当時のことを学ぶ機会とさせていただいております。

3つ目の震災経験のない児童・生徒への配慮についてでございますが、この件につきましては臼澤議員の御指摘のとおりで、今、非常に、震災後に生まれた子供たちがもう既に、学年、6年生になってございます。子供たちの中には昔の津波という表現をする子供たちも出てきている状況で、私、ずっとこの場で震災以降は降いますけれども、最初の10年は、あまりにも犠牲が多く生々しかったものですから、それに触れることはあまりせずに、自分の命をどうやって守るかということに重きを置いてやってまいりました。10年たってからは、やはりそういった子供たちが増えてきているということですので、あまりにも生々しい映像等は使えませんが、何が起きたのか、町民がどういうふうに動いたのかということ、発達段階に応じてこれからは指導していく必要があるのではないかなと思ってございます。その際には、子供たちが心的ストレスを感じるころもありますので、そういったものをする際には、事前・事後にスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーにおいて、事前の心の指導・ケアを行って、無理をしなくてもいい、場合によっては参加しなくてもいいよという対応を取りながら、寄り添った授業を推進してまいりたいと思っております。

いずれにしても、子供たちの状況に合わせた配慮を継続的に行いながら、震災伝承を

含めた防災教育を通して、主体的に判断して自らを守る資質・能力を身につけた児童・生徒を育ててまいりたいと思っております。私の中で一番強く思っておりますのは、2年前の追悼式のところでうちの学生が話をしたんですが、大槌学園に学ぶ者は、全員が震災伝承の語り部になるという意識で学校に通っておりますという発言がありましたが、私は全くそのとおりで、子供たちにそういった教育をすることが大槌の伝承につながると思いますし、町民を守ることに繋がっていくのだと感じております。

以上でございます。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。本当に、教育長がおっしゃいましたように、一人一人が語り部になると、今お聞きして、大変私も感激をしました。ぜひ震災伝承では、体験した町民の方々のやっぱりお話を聞いて伝えていくということが大切だと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

それから、時間も迫っていますので、地域再生計画、これ内閣府の施策として地域再生制度があります。御承知のように、地域経済の活性化とか雇用機会の創出、地域活力の再生を総合的かつ効果的に推進するために、地域が取組を行うことを国が支援する仕組みです。これで、大槌町のホームページで9月30日に貼り付けた内容に、大槌町の地方創生推進交付金を活用した地域再生計画に7つの事業が貼り付けてあります。その6番目の事業として、大槌震災伝承ツーリズム推進事業があります。事業実施期間は2021年4月1日から2024年3月31日まで、総事業費は4,615万3,000円で、このことについてお尋ねしたいんですが、この事業には大槌町震災伝承プラットフォーム会議との関連性も詳しく記載されておりますが、改めて大槌町のその震災伝承プラットフォーム会議と大槌震災伝承ツーリズム推進事業との違いと役割についてお尋ねします。

○副議長（芳賀 潤君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 大槌震災伝承ツーリズム推進事業でございます。地域再生事業に掲げている柱の一つで、それを具体的に推進するための組織として大槌町震災伝承プラットフォーム会議を設けてございまして、そこで町民の皆様方との協議によって、協働により震災伝承について話し合い、具体的に進めていくとしているものでございます。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ちょっとこれ、先日初めてこのツーリズム事業についてホームペ

ージで知りましたので質問しているわけですが、この事業は官民協働で行うということですが、この中で「教育・研修旅行の受入実績を有する民間団体がプラットフォーム事務局の機能を担う」とありますが、現在の事務局はどちらでしょうか。そして、その事務局を決定するときにはどのような基準で決められたのか、まだ事務局を決めていないのであれば、どこの団体を想定しているのか、その辺についてお尋ねします。

○副議長（芳賀 潤君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） こちらの事務局ということですが、令和3年度からこの事業を推進するに当たって、2年度中にこういった計画ということで掲載させていただいていますけれども、いずれ3年からこのプラットフォーム運営会議の基礎構想、実際8月から発足しているのですが、その間やはり、現状を見据えた上で様々見直している部分がございます。そういったことで、この震災伝承プラットフォームを推進するに当たりましては、お話あったように事務機能を担うと掲げてございましたが、その中で、昨年度から実施するに当たりましては、今お話ししたとおり、現状を見据えた上で、町が主体として運営してございます。そういったことから実際の事業を運営する上では、現状を勘案して、よりの確に協働を推進するためには、今お話ししたとおり、お話をあったような内容とブラッシュアップといいますか、見直した上で今進めているところでございます。いずれその地域再生計画の中でも、課題としては、時間経過による被災体験の風化あるいは風化防止ということが掲げられており、それを受けて、先ほどもお話ししましたが、そのソフト事業である語り部、そういったことをいかに充実させていくか、そういったところでシフトしているということもございます。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 時間もないので、事務局はどこですかと言ったら端的に御答弁いただきます。事務局はまだ町がやっているということですね。（「はい」の声あり）

それから、この事業計画の地域再生計画の3ページ目に、大槌町震災伝承プラットフォームによる震災語り部ガイドなどの目標数値が掲げてあります。これによりますと、プラットフォームによる震災語り部ガイドの認定者数は、事業開始前ですから2020年度だと思えます、3人、2021年度分は5人、2022年度は10人になっております。この語り部ガイドは誰が認定するのでしょうか。また、現時点での認定者数をお聞かせください。

○副議長（芳賀 潤君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 認定は町が行います。認定者数は、今年から

この認定講座が始まりますので、今年度は目標に向けて進めているところですが、これからということで、今、認定者数はこれから、ゼロということです。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） そうすっと、この事業計画どおりにっていないということ。

○副議長（芳賀 潤君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 今年度、関係機関と調整を行いまして、変更してございます。初年度がゼロで今年が5、来年が10人ということで変更させていただいてございます。ですので、今年度中には行いますので、目標値に対しては実施できる見込みで今、進めてございます。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） もう数値が乗っかっているのもうこれ、決定した数値だと、もう生きた数値だと思っていましたので質問させていただきました。

続いて、事業計画の4ページに語り部ガイドの養成があります。この期間中に20人程度で研修して、品質保証ができるガイドの認証制度を実施するとありますが、これ、副業として成り立つ語り部育成を目指すとはありますが、誰が講師となってこの語り部の養成をするのか。先ほど語り部の育成でも質問しましたが、プロの語り部を育成しないで、やっぱりこれは何度も言いますが、身近な語り部の人を、無料で語る方々を増やしてはいかかと思っています。誰がその研修で品質保証ができる認証制度を認証するのか、その辺についてどうですか、お伺いします。

○副議長（芳賀 潤君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 先ほどお答えさせていただいた内容とつながるんですけども、講師は、これは町がこれから行うこととしております。その上で、ありました副業として成り立つとかそういうことではなく、今後、町が行う伝承事業について積極的に参画していただける方ということで、養成講座ということで目指していきたいと考えてございますので、おっしゃるとおり、無料で身近な人にお伝えするということでは全く議員おっしゃるとおり、そういう方向で進めさせていただきたいと思えます。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） これ、私、事業計画の中にあっただけで再質問しているわけですが、その中に副業として成り立つ語り部育成を目指すとあったので、であれば、こ

の事業計画自体が変更しなきゃならない、そのように感じています。

さらに、事業計画の5ページに、震災遺構としてモニュメントが入っていないです。ですから、これはAR・VRありきで検討する計画なんではないでしょうか。

○副議長（芳賀 潤君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） こちら、一般質問の町長からの御回答と、先ほど町長からの御回答にさせていただいたとおり、ソフト事業とともに充実させていきたいということでございます。ですので、こういった事業を推進しながら事業の在り方について引き続き検討させていただいて、町民の皆様の合意が得られるような方針を御提案申し上げたいと考えて、今、その過程だということでございます。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 町民の皆さんの合意形成は、それは本当に大切ですけども、いつまでも時間をかけて、やっぱり期限を設けて、きっちりと合意形成を得るような仕組みづくりが必要だと思っています。

次に進みます。

この計画の実施期間は2021年4月1日から2023年3月31日までとあります。検証結果の報告を毎年度、町のホームページ等で公表するとありますが、これ、公表しているのでしょうか。また、公表していないのであればいつ頃なのか、それをお尋ねしたいと思います。

○副議長（芳賀 潤君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 公表してございます。これは、令和4年度の大槌町総合計画評価委員会において外部評価報告書として、その評価項目の一つに、今、この震災伝承プラットフォーム構築事業として評価いただいた内容を公表させていただいてございます。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） これホームページ等で、それ閲覧できます。

○副議長（芳賀 潤君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） ございます。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。ちょっと私も再確認をさせていただきます。

それから、その「3年間の事業期間経過後は、震災伝承プラットフォームが得るガイド料金収入及び参画事業者からの負担金の収入により、自立した事業基盤の構築を見込む」と、それから「教育・研修旅行の受入実績を有する民間団体がプラットフォーム事務局の機能を担う」などとありますけれども、これ、1事業者を強化する計画にしか思えないのですが、これどういうことなんでしょうか。私はこの特定団体ありきでのこの計画じゃないのかと思っていますけれども、御見解をお尋ねします。

○副議長（芳賀 潤君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） こちらにつきましても、令和2年度当時の策定のことをございました。実際、発足するに当たりまして、ブラッシュアップと申しますか、変更している部分でございます。ですので、あくまでも震災伝承プラットフォームの事業主体は町でございまして、住民の団体の方々の参画によって運営していくものです。ということで、特定の団体ありきで進めているものではなく、あくまでも町が主体となって震災伝承事業を進めていくということでございます。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 実は、この質問をする中で、いろいろとホームページを見ました。であれば、その時々で修正したものをきっちりと報告として示しておけば、私はこんな二度手間をしなくて済むと思っています。ですからホームページ、誰でもみんなが、世界中の人が見えるわけですので、誤解のないような公表をしていただけたらと思っています。これ、繰り返しになりますけれども、ちょっと私の思いをお伝えします。津波で二度と犠牲者を出さないための震災伝承が、少しずつ忘れ去られてきているのではないかということが一番の問題です。もちろん観光ツーリズムも大事ですが、震災伝承ツーリズム推進事業として地域再生計画を策定しておりますけれども、大事な人を失いながらも、後世に何を残せるかを考えておられる被災者の気持ちを配慮して、寄り添ってほしいと願っております。やっぱり7回も同じことを訴えてきた気持ちを尊重していただければありがたいです。

以上で、私の質問を終わります。

○副議長（芳賀 潤君） 白澤良一君の質問を終結いたします。

13時45分まで休憩します。

休 憩

午後12時31分

○

再 開

午後 1時45分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

菊池忠彦君の質問を許します。御登壇願います。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 大志会の菊池忠彦でございます。

本日午前零時よりキックオフとなったワールドカップ2022、日本代表とクロアチア代表戦は、PK戦の末、残念ながら日本代表の敗戦となってしまいました。しかしながら、予選リーグより日本中が代表戦に一喜一憂し、大いに盛り上がったことは言うまでもありません。コロナ禍、物価高・燃料費高騰などで国中が疲弊している中で、国民に勇気と感動を与えた日本代表に対し、感謝の念が絶えません。そんな中、代表のある選手が発するブラボーというワードが急上昇し、注目を浴びております。当町の町政運営にもブラボーと称賛の声を送りたいところですが、残念ながら全てがブラボーとまではいかないと感じております。今一般質問では、町民に称賛の声、ブラボーと声を送っていただけるような町政運営にすべく、議論を深めていきたいと思っております。

それでは、議長のお許しが出ましたので、質問に入らせていただきます。

まず、不祥事防止に向けた取組についてでございます。

町は本年10月、町立図書館の指定管理について、必要な条例の改正を行わずに、令和2年度より2年半にわたって法令に違反した状態で図書館運営を続けてきたことを明らかにしました。この1年間で条例規則82件の未公布問題、役場庁舎の消防計画が作成されていなかった問題など、不祥事の原因究明、責任追及と処分が明確となる前に、立て続けに過去の不祥事が表面化するという事態は、まさに前代未聞の異常事態であり、町政に対する町民の信頼を失墜させたと言わざるを得ません。不祥事が発生するたびに幾度となく議論されていますが、改めてコンプライアンス遵守に向けた対応、併せて町民からの信頼回復に向けた取組を伺います。

続きまして、町立図書館指定管理者制度の在り方についてでございます。

令和2年度より指定管理者制度による町立図書館運営が開始され、実施から2年半が経過しました。このたび明らかになった指定管理についての条例の不備問題に乗じて、制度の在り方、また課題が浮き彫りになったと感じております。町は先般の臨時会で、来年度以降、指定管理者が図書館運営を支障なく遂行するために改正条例案を上程、賛成多数で可決されましたが、令和2年度から3年間の指定管理期間が今年度末で満了することに伴い、運用の見直しを含め、改めて効果的な運用がなされているかなどの検証

が必要であると考えことから、次の点を伺います。

1つ目、指定管理期間における管理運営評価は実施しているのか、また、実施しているのであれば、その評価について伺います。

2つ目、基本的な図書館サービスの一つである専門職員のレファレンスサービスの充実及び育成の現状について伺います。

3つ目、長引く新型コロナウイルス感染症、物価高騰・燃料価格高騰の影響が及ぼす今後の図書館運営の見通しについて伺います。

続いて、大槌町都市計画マスタープランについてでございます。

昨年3月に見直しが行われた「大槌町都市計画マスタープラン」は、町の基本構想及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して町が定め、大槌町都市計画区域3,018ヘクタールを対象範囲としております。2033年（令和15年度）を目標年度とし、まちづくりの将来像や都市施設の整備方針などを明らかにするマスタープランですが、目標実現に向けた具体的な推進計画について、次の点を伺います。

1つ目、マスタープランには、町の将来ビジョンの明確化と、それを実現するための整備方針や施策が例示されていますが、現時点での評価、併せて進捗状況及び成果について伺います。

2つ目、マスタープランの基本的な考え方として、住民の意見を反映し、協働でまちづくりを推進していくことが必要ですが、町民との十分な議論に基づく町の将来像とその実現に向けた方針の共有化はなされているのか伺います。

3つ目、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による新たな津波想定で浸水域が拡大しましたが、マスタープランに及ぼす影響について伺います。

4つ目、国はコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を推進していますが、当町のコンパクトシティ化に向けた土地区画整理事業及び町民バス、乗合タクシーをはじめとする公共交通の現状と課題について伺います。

以上、大きく3つの質問でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 菊池忠彦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、不祥事防止に向けた取組についてお答えをいたします。

議員御指摘の不祥事をはじめ、過去の不適切な事務処理の発生要因等を顧みたとき、

チェック体制の不備が大きな要因の一つとして挙げられます。日々の業務を遂行する中で、小さな単純ミスや失念等の積み重ねに気づかない、気づけない体制が重大なミスにつながっているものと捉えております。

昨年度から再構築に取り組んでいる人事評価制度では、業績評価と能力評価の両面から職員の能力向上と事務事業の効率性の向上を目指し、特にも上司と部下のコミュニケーションの向上や、面談に重点を置いた取組を進めているところであります。さらに、目標設定や面談の実施方法等についても、評価する側、される側がしっかりと研修を受けた上で臨んでおり、これまで以上に的確な業務の進捗管理、ミスや誤りの未然防止、そして事務事業の効率化につながる仕組みとなるよう、随時、制度の見直しを行いながら進めることにしております。

また、職員一人一人が高い倫理感を身につけ、公務員としての資質を向上させること、そして、不祥事が社会に与える影響を深く認識することが肝要であります。特に管理職についてはこのことをより一層自覚し、職員個々の理解度にばらつきがないよう徹底していく必要があります。

このことを踏まえ、本年度からは、マニュアル整備や説明で終わることのない実質的な研修体制への移行を進めており、特に管理職級の職員に対しては、管理職としての心構えやミッションを明確にし、それを実行するためのノウハウを取得するためのマネジメント研修等を実施しております。

今後につきましても、これらへの取組を継続的に行い、職員の能力向上を図るとともに、DX化による事務事業の効率化を進めていくことが、最終的に住民サービスの向上につながるものと考えております。町民の皆様からの信頼を一日も早く取り戻せるよう取り組んでまいります。

次に、質問2の町立図書館指定管理者制度の在り方につきましては、教育長が答弁をいたします。

次に、大槌町都市計画マスタープランについてお答えをいたします。

大槌町都市計画マスタープランは、大槌町総合計画の下、まちづくりの方向性を示し、大槌町都市計画事業を進めていく上での基本方針を定めたものであります。都市計画事業には、土地区画整理事業や公共下水道事業、都市公園事業、都市街路事業等があります。現在、復興事業の中で認可された都市計画事業は全て完了しております。令和3年度においてはさらなる土地の利用促進を図るため、用途地域の見直しを行っております。

次に、マスタープランに掲げる町の将来像とその実現に向けた方針に関する町民との共有化についてお答えをいたします。

令和2年度に改定した都市計画マスタープランは、大槌町東日本大震災津波復興計画を基に策定したものであり、防災集団移転促進事業や震災復興土地区画整理事業等、地域復興協議会で町民と議論を重ね、協働で策定した計画であり、その実現に向けた方針の共有化はなされているものと認識をしております。

次に、新たな津波想定浸水域の拡大に伴うマスタープランの影響についてお答えをいたします。

町の復興計画は、岩手県より示された「復興まちづくり・土地利用の考え方」並びに「東日本大震災からの復興まちづくりの参考とする津波浸水シミュレーションの設定条件」を基に進めており、都市計画マスタープランは、これらを踏まえ策定しております。本年3月に岩手県から示された新たな津波浸水想定は、潮位、広域地盤沈下、防潮堤の破堤等、最悪の条件下で発生した津波時の浸水想定であり、津波からの避難行動の在り方など、ソフトを中心とした防災対策の検討に資するものであります。したがって、新たな津波浸水想定に対しては、「大槌町津波避難計画」の見直しを実施し、避難行動など、ソフトを中心とした防災対策により命を守る取組を行ってまいります。

次に、コンパクトシティ化に向けた震災復興土地区画整理事業と公共交通の現状と課題についてお答えをいたします。

復興計画において、4つの地域に震災復興土地区画整理事業を実施し、公共施設の再配置を行い、4つの地域の中心となる市街地形成を促してきました。それらの事業地域をつなげる町の公共交通においては、持続可能な公共交通網の構築を目指し、広域バス路線と町民バス路線の重複を解消するため、路線、ダイヤ等の見直しを行いました。今年度からは、高台への転居を行った方々をはじめ、交通不便地域に住む方々の外出機会の確保を目的として、乗合タクシーの実証運行を行っております。今後も移動困難者の現状把握に努め、持続可能な公共交通網の形成に、計画的に取り組んでまいります。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（松橋文明君） それでは、私のほうから菊池議員の御質問にお答えをさせていただきます。

次に、指定管理期間における管理運営評価についてお答えをいたします。

議員御質問の「指標による評価」でございますが、これは実施されておられません。た

だ、指定管理者より月次等の報告書の提出を受けており、仕様書のとおり運営されていることを確認しております。

次に、利用者の調べ物の支援を行う、いわゆるレファレンスサービスについてお答えします。

レファレンスサービスについて、昨年度は1,905件対応しております。具体的な内容としては、希望する図書の所蔵の有無を確認する所蔵調査が一番多く、このほか物事に関する調べ物についての支援を行っております。レファレンスへの対応は図書館職員全員で行っており、図書館の資料及びインターネットを活用して回答しております。

職員の育成につきましては、現在、町職員1名のほかに、指定管理職員においても司書有資格者が1名雇用されており、リーダーとして他職員の指導も行っております。このほか、県立図書館が主催する研修会へ参加し、図書館の基礎的な部分からレファレンスサービス、資料の修理など、学ぶ機会を提供し、業務の質の向上に努めております。

次に、新型コロナウイルス感染症、物価高騰・燃料価格高騰の影響が及ぼす今後の図書館運営の見通しについてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響としては、臨時休館などの対応により利用者に御不便をおかけいたしました。現在は、館内の拭き取りによる消毒作業と、空気清浄機や図書資料を消毒する機器を設置することにより、安心して御利用していただけるよう環境の整備を行っております。

また、物価高騰などの影響については、文化交流センターにおいては電気料金の増額等、運営に対する大きな影響が考えられますが、図書館の運営に関しては、現段階において特に影響はないものと捉えております。今後の情勢により状況が変化する可能性も考えられますが、節電に努めながら、提供するサービスが低下しないよう運営をしております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、早速ではありますが、再質問に入っていきたいと思います。限られた時間でございますので、御答弁は簡潔、また的確に、要点を捉えてお願い申し上げます。

まず、1つ目の不祥事防止に向けた取組についてでございますが、不祥事につながるミスや誤りの未然防止ということで様々な取組を行っているのは私も理解できます。しかしながら、本年2月に発覚した条例規則82件の未公布問題の後も、依然として不祥事

が後を絶たないわけでございます。ただ、3月の消防計画未作成の問題、それから、せんだって10月の町立図書館指定管理に係る条例の未公布問題等、法令遵守に関する不祥事は、百歩、二百歩譲って過去のものであると感じております。そんな中で、10月に介護保険料の徴収事務のミスで、町民91人から66万1,000円分を徴収できなかったという事務的失態があったわけでございます。この件に関しても、この3月の条例規則の未公布問題の後、様々な取組を行っている中で起きた失態であって、全く過去の反省が活かされていない、そういった事案であると感じております。御答弁にある、的確な業務の進捗管理がなされていないと、そのように感じますが、これについての御見解を伺います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 日々の業務の進捗管理というところでございますけれども、ここの部分につきましては、やはりそれぞれの所属長が部下の仕事の状況等を日々確認しながら、コミュニケーションを取りながら、事務の進み具合がどうであるかというのを確認することが必要であると認識しております。その後も不祥事が出てしまった部分の件につきましては、原因等を聞けば、やはり人の入れ替わりのタイミングが当初予定していたよりも早かったりしたというところもあって、そこでのコミュニケーションがうまくいかなかったというところの原因等があるようです。いずれにしても、やはり所属所員のコミュニケーションの大切さというのは改めて感じているところでございますので、その辺は今後も留意して、職員一同、事務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 職員の方が一生懸命お仕事をされている中で、ちょっとしたミスが起きるという可能性は、当然、これ否定できないわけでございます。しかしながら、それをチェックする機能が全く働いていないと言わざるを得ない、そういう感じがします。これも度々、議会であれ、様々な委員会などでも、何度も各議員の方々が申し上げているとおり、なぜそのチェック体制を二重、三重というふうに強固なチェック体制をしかないんだと、そういう提言もありつつ、全くそれが活かされていないと思うんですね。非常に残念ではありますけれども、しかるべき対応を今後取っていただきたいと強く申し上げておきたいと思っております。

続けます。地方自治体においては法令を遵守した適正な業務遂行が求められるわけで

ありますけれども、これいろいろ調べてみますと、内部統制という概念が非常に重要視されているということでございます。この内部統制の概要というのは御存じでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 内部統制というその単語の部分、言葉の部分なんですけれども、私どもも少しそういった文言を見る機会がございまして、資料等を見れば、今の現段階だと、まず、私どものこの大槌町よりももっと大きな政令指定都市であったりだとか、そういったところについてはそういった内部統制をもって組織運営をしていくということは義務づけられてきているというところまでは把握しておりますが、現在の大槌町の規模ですと、そこまでは義務づけがされるような規模ではないということは感じておりますけれども、それにしても、組織を運営していく以上は、やはり法令遵守というところで監査体制であったり、そういうお互いのチェック体制であったり、その辺はしっかりと進めていく必要があるだろうとは感じております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） この内部統制の概要は4つありまして、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、それから法令等の遵守、資産の保全ということでございます。これ、今、総務課長おっしゃいましたけれども、大きい都市での話なんだと、そう言わんばかりであります。確かに町は小さいですけれども、不祥事の数なんかてんこ盛りですよ。大きい町なんか負けていないですよ、この不祥事の数だったら。この自治体通信などでも詳細に触れておりますので、全国でもこれ、取り組んでいる自治体が相当あるんですね、大きい町だけにかかわらず。そういったその事例も参考にしながら、当町でも内部統制の導入に早急に取り組むべきと、そのように強く申し上げておきたいと思っております。

行政が法令を遵守するのは基本中の基本でありながら、それを怠ったがゆえにこのような不祥事が続いているわけでございますので、そこで、この責任問題について伺いたいと思っております。

10月に明らかになった町立図書館指定管理に係る条例の不備問題ですけれども、この事案についての説明があったのが合同常任委員会の席上でありました。この事案が発生した平成30年当時、文化活動交流センターの所長兼図書館館長だった副町長がおわびの言葉を述べて、その後、質疑応答に入ったわけでございますけれども、その際、責任の所在についての質問に対し、副町長は、今、副町長であることを踏まえて、町長と相談して、自身の身の振り方も考えなければいけない、そういった発言をされていたと思う

んですけれども、その後、臨時会でも責任問題についての言及も一切なし。これ、一体誰がどのような責任を今後お取りになるつもりなんですか。この責任問題について、北田副町長、御答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 2つあると思ひまして、まず、当時、私がおしゃっちの所長であった頃の条例の問題に対する措置をどうするかというのが1つと、そして、今や副町長の立場においてその責任をどう取るかの2つがあるかと思ひます。前者については、役場内の規定によって処分されるものと思ひます。それから後者につきましては、これは私の身の振り方といいますか、責任の取り方については、先般お話ししたとおり、町長の指示に従うということであろうかと思ひています。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 副町長ね、あなた、大手企業の出身の方でございます。これ、一般企業で不祥事が発生した場合、そのてんまつは、おおむねトップとナンバーツーの引責辞任という形になることもあるわけですよ。図書館の条例未公布のこの事案が発生した当時、副町長は当該施設のトップだったわけですから、これ、一般企業の考え方からいったら、当然、辞任に値する案件だと私は思ふんですよ。何度となく民間の考え方を行政に取り入れるんだと、あなた何度もおっしゃっていた。そういうその、あなたの考え方をおっしゃっていた中で、これどのように捉えますか、辞任に関して御見解。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 本件は条例の違反ということでありまして、先ほどお話にありましたような条例規則82件の未公布問題、それから役場庁舎の消防計画が作成されていなかった等の問題含めまして、ただいま第三者委員会で検討され、その答申がなされるものと認識しております。その内容に合致する、いわゆる条例を制定しなかったということにおける問題でございますので、私、これは、個人的にはその評価委員会、第三者委員会の答申を待って、その後どうするかということを決めるということになろうかと思ひます。というのは、どちらも条例に関する問題であって、それに対する結論というものはまだ出ていないと、それに従うべきであろうと考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 従うということではなくて、副町長が今のお立場、ナンバーツーになった時点で腹はくくっているはずですよ。不祥事が起きたらどういった責任の取り

方をすべきとか、それは既に今考えるべきことではなくて、私は、もう既にそれは腹づもりとして、胸の中で取っておくべき話だと思いますよ。決めておくべきですよ、もう。何となく、その発言ずっと聞いておきますと、全くその責任についての御自分の取り方の言及というのはなくて、誰かが自分の責任を決めてくれるものだろうと、まさにこれは逃げの言葉にしか私は聞こえてこない。はっきり申し上げれば、これ、今騒ぎになっているこの時期をやり過ごせば、もう数か月先には誰も何も騒がなくなってしまうだろうと言わんばかりですよ。ほっかぶりしてこの場を逃げようたって、そうはいかないんですよ。徹底的にやりますよ、今日は。もう一度申し上げますけれども、あなたの責任の取り方として辞任に値すると、私はこれ、強く申し上げておきたいと思っております。条例規則の未公布問題の後、町長の責任の取り方の一つとして、町内の各地域を回って、町民に丁寧に説明して、おわびして回るというお話があったように私は記憶しております。その後、そのお話はどのようになったのか、これ回ったんでしょうか。どうでしょう。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） まず、本件につきましては、広くやはり町民の方々に説明する必要があるだろうと思いましたので、広報のほうにお願いをしました。また、町民全体について渡ったかということになれば、やはり広報を使って、また、ホームページを使っての謝罪ということになっております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 一度口にしたことは、私は早急にやるべきだと思いますよ。情けないですよ、そんな。町民と膝を突き合わせて、しっかりと説明しておわびをするのが、それが筋でしょう。これ、私はやるべきだと思いますよ。広報でこれ説明したからもういいだろうとか、そういう話じゃないんですよ。

続きまして、関連して、図書館指定管理に係る条例の不備問題の第三者委員会設置について伺いたいと思います。

10月の合同常任会で、総務課より発生原因の究明や再発防止のための具体的な施策及び対応等の検討が必要であるとのことから第三者委員会設置に関しての言及がございましたが、各委員からの反発などもあって、着地点が定まらないまま会議は閉会したと。間もなくこれ2か月経過するわけでありますが、当局としてどのような形に持っていきたいのか、改めてお聞かせ願いたい。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 図書館の条例の不備問題に関する第三者委員会の部分についてでございますけれども、現在、条例規則の不備問題で進めているその第三者委員会でございます。その中で、条例を公布しないまま事務を進めてきているというところについても、その条例規則の不備問題の第三者委員会の中で、その方向性等が明らかになっているだろうという判断をしております。したがって、図書館での条例不備での運営をしてきた部分についての取扱いについても、現在のその条例規則の不備問題での第三者委員会での方向性をもって、同じような対応をしていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 今回の、その条例規則の未公布問題の第三者委員会は、年度内に恐らく決着がつくでしょう。結果あるいは様々な説明があると思うんですけども、仮に、それからこの図書館の条例未公布問題の第三者委員会を設置したとすると、町長はじめ我々の任期、終わってしまいますよね。だって我々の任期もあともう7か月、8か月もないわけで、8か月ぐらいなわけですから、そうなると、こういった問題が決着しないまま、我々が今の立場でなくなるわけだから、私はその前に決着をつけるべきと思います。今回、この議会からは、第三者委員会の設置の必要性を疑問視する声などもありました。これ以上お金をかけてどうするんだとか、様々な意見があったわけなんですけれども、私個人は、議会に特別委員会、いわゆる百条委員会ですよ、これを設置するのも、私、やぶさかではないと思うんですよ。しかしながら、この議会がどのような判断をするかというのは、今ここで私が述べるわけにはいかない、今後のその議論の推移の中で決まっていくことでしょう。ここでの言及は控えたいと思いますが、続きまして、町立図書館指定管理者制度の在り方について伺いたいと思います。

当町のこの図書館指定管理運営について、今回、私、いろいろ調べていく中で、様々な疑問を持っている部分があるんですね。その点について少し議論を深めていきたいと思っております。

まず、基本的な部分で、図書館法第17条では「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」と定められております。いわゆる図書館には収入がないわけでありますから、決まった指定管理料の中でやりくりをしていかなければならないわけですよ、本来であれば。にもかかわらず、令和2年度よりこれまで、毎年、図書館の委託料が上がり続けております。これ、具体的に申し上

げますと、指定管理初年度の令和2年度の当初予算額が1,139万4,000円、同じく令和3年度が1,236万5,000円、今年度、令和4年度が1,285万5,000円と、この3年間で優に146万1,000円も増額となっているわけでございます。そこで、この増額分の内訳というのを伺いたいと思いますが、どなたかお答えになれる方、御答弁。

○議長（小松則明君） どっちなんですか。また時間止めんですか。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部慈郎君） 菊池議員の質問にお答えします。

令和2年度の増額分ですけれども、当初予算において、人件費に消費税の算定がなかったというところがございます。あと、3年度の分につきましては、一般管理費を2.5%から5%に見直ししております。あと、令和4年度の分につきましては、人件費の算定基準を、岩手県の最低賃金の引上げに対応して見直しをしたというところがございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 消費税というお話が出てきました。午前中も澤山議員の議論の中で消費税というお話が出てきたんですけれども、私は、この消費税に関しては、少し別な角度で議論したいと思うんですけれども、まず、この文化活動交流施設と図書館の指定管理者制度がスタートしたおよそ半年後の令和2年10月には、この年度協定を再締結して管理費が246万6,000円増額されているはずなんですね。これ、この年の9月の補正予算に計上しているんですけれども、この増額の経緯、先ほど午前中、説明がありました。それに関しては、消費税なんだなど。今、生涯学習課長からもありましたけれども、人件費の消費税、それから消費税の見直し、あとは人件費が上がったと、そういう説明でございますけれども、それはそれとして置いておいて、この増額に対しての打合せの記録がないと先ほどお話ありました。私が先ほど申し上げた年度協定書の再締結を本来交わさなければいけないはずだったんです。私、議長を通じて資料を取り寄せさせていただきました。これはその当該事業者と町の会議の打合せ記録簿なわけですよ。これ令和2年8月21日、まさにこの補正に向けての恐らく話合いがあったと思われる会議資料です。ただ、ここには、消費税のお話は一切出てきていないです。ただし、その他の部分で、9月補正予算可決後、年度協定書の再締結の必要性を連絡したと明記してあるんです。じゃこれ、何でこの年度協定書というのは見当たらない。あつてしかるべきと思うんです。先ほど、9月補正予算に上程するのに、そういったその打合せの記録も何もなくて、じゃ、企画財政は誰からどのようにお話を聞いて上程することにしたんでしょうか。そういったその打合せ的な協議というのは事前にあったはずですよ。この

2点、年度協定書というのは再締結の必要性があると、この会議の中でしっかり話し合っているわけですね。この再締結した年度協定書、これを出していただきたい。そして、企画財政のほうは、どなたがこの消費税を9月補正予算に上程すると、消費税分の増額を、どのようなお話になったのでしょうか。誰がどこでどのようにお話ししたのでしょうか。そこをちょっと2点、伺います。

○議長（小松則明君） 当局。協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 年度協定の変更協定ということでお答えさせていただきます。

こちらは令和2年10月1日に変更協定書ということで、その額に応じた変更協定を締結してございました。（「すみません、資料ありますか」の声あり）あります。（「出してください」の声あり）はい。（「今、出してください」の声あり）

○議長（小松則明君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時24分

○

再 開 午後 2時39分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

当局に対する資料提出要求について議会運営委員会で協議した結果、当局への資料提供の要求を決定した旨、議会運営委員会から報告がありました。

お諮りいたします。

当局に対して資料請求を要求することについて御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、当局に対して資料提出を要求することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時40分

○

再 開 午後 2時41分

○議長（小松則明君） 資料を配付いたしました。質問議員の菊池忠彦君に対しては、それを熟知し質問してください。考える時間は与えます。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 年度協定書、再締結の協定書であります。今、確認しました。

それで、この変更による増額246万6,000円、これが、文化活動交流施設所管分が161万8,000円、図書館分として84万8,000円が計上されていると。年度協定書のこの締結へ向けての協議の資料は存在しないと認識しておりますけれども、そうなると、これは誰が決裁して、誰が決めた話なんだと、どこで打合せが行われて、どなたがこれを補正に計上するんだというところまでお話を持っていたのかというのは、私は、この打合せに関する資料がないということは、そこの部分を私は知りたいと思うんですが、どうでしょう。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 質問にお答えいたします。

令和2年9月の補正予算の要求については、担当課、文化交流施設、図書館それぞれ補正要求資料、エクセルの表に、このくらい必要ですという説明資料によって予算要求がなされております。それについては財政当局として必要と認め、補正予算として提案しております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。じゃ、取りあえずもう時間もあるので、この消費税に関して少し伺いたいと思うんですけれども、この指定管理事業者は、当然ながらこの積算の時点で恐らく消費税を入れて計算しているはずなのに、なぜこれ、町はわざわざこの消費税分を後で増額してやる必要があるのか、私は甚だ疑問でございます。指定管理料全体にこの消費税が本来であればかけてあるはずなのに、なぜわざわざ人件費をそこから抜き出して、人件費にその消費税をかけなければいけないのか。これは消費税が二重にかかるというふうにとられても、これ致し方ないと思うんですね。

これに関しての裁判も実際、新潟でありました。指定管理を受けている事業者が、納税の際に、納税者ですね、指定管理事業者が、指定管理料の中にその給与が、人件費が含まれると。でも給与には、基本的には税金かからないわけですよ、消費税が、給料には。給料には消費税かからないんです。だから、この指定管理料の全体の消費税が給料にも乗っかってるでしょと。だから給料分を差っ引いて、この給料にかかっている分を返してくださいと、返還要求をした。ところが、これは裁判に負けております。なので、人件費の消費税を全体の管理料から抜くというのは、考え方としてこれあり得ないと思うんですよ。それを、なぜわざわざ人件費に消費税がかかっていないからといって、だって管理料に人件費が含まれているわけでしょ。管理料に消費税ってかかっている

るわけじゃないですか。何で人件費をそこからわざわざ取り出して、人件費に消費税をかける必要ってあるんですか。そこが少し私は分からない。そこについての説明、これ、どなたか説明できる方、御答弁。

○議長（小松則明君） 時間を止めてください。間違った答弁しないでね。

休 憩 午後 2時46分

○

再 開 午後 2時50分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

地域づくり課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 人件費に対する消費税の確認ということですが、先ほど企画財政課長がお話ししたそのエクセルの表の中で、そもそもその積算する課目、例えば、いわゆる物件費というものに係る、そういったものについては、その一覧表の中では全て税込みの中で計算されておりました。一方で、その一覧表にある人件費については、消費税が込まない額で入っていたということがそこで確認できましたので、そこに係る消費税分を加算して補正を計上し、変更協定を締結させていただいたという経緯でございました。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） じゃ、その積算というのは誰がされたんですか。この事業者が積算して、当局も、町としても積算するわけですよね、本来であれば。なぜこの積算、合わないんですか。プロポーザル、計画の時点で積算出しているはずでしょう。何でその補正になって、10月になってそれが分かるんですか。おかしくないですか。御答弁。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 当初の積算そのものは、当然、町のほうで積算したものでした。ですから、そちらに消費税が入っていなかったということで、改めて積算し直したその差額として必要な補正の計上であり、変更協定額とさせていただいた経緯でございました。

○議長（小松則明君） ちょっと待ってください。一回止めて。時間を止めたまま、再度、はい、手を挙げて言ってください。協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 申し訳ございません。当時、令和2年、年度でいえば令和元年度末のことでございます。今の件については、私のほうで確認した内

容、自分自身がちょっと承知しているところではございませんでした。どうも失礼いたしました。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 協働地域づくり推進課長が当時は当然その担当ではなく、当時はコミュニティ準備室か何かだったと思うんですけども、その前課長が恐らくその担当といたしますか、承知している話だと思うんですけども、この消費税に関しては、私は解せない内容です。これは、いいです、今ここでまた時間を止めて調べてくださいと言っても、これはもう切りがなくなってしまうので進みますけれども、これ、もしあれでしたら後日、それはしっかりとした根拠を出してください。しかも246万円ですよ。これ何%の消費税か分からないけれども、私が試算した分には、246万円に50万円足りないんです。足りないです、50万円。だから、本当にこれが人件費の消費税分だったのかなと疑念を持たざるを得ないんですね。

それともう1点ね。今、これ私、図書館の指定管理について質問している中で、これはもうセンター全体の質問になってしまっておりますけれども、これは、どうしてもこの図書館の問題を突き詰めていくと、この文化活動交流センターと切り離せない部分もあるので関連づけて伺いたいと思うんですけども、図書館同様、これ文化活動交流施設の指定管理料も3年間で約700万円増額しているわけです。管理費などを差し引いても、これは増額が明らかなわけでございます。この会議の打合せ記録簿、これ議長に取り寄せていただいたものなんですが、これの令和2年10月30日の打合せで、プロポーザルの計画申請の段階で、この指定管理業者は年間200万円の不足が生じるのが分かっていたと、そう会議録に記されているんです。指定管理を受ける段階で、既に予算の増額をしてほしい旨を計画書に記載していると打合せ記録簿には明記してあります。ということは、町は、この積算的に無謀だと知りつつも、3年間増額の要望に応え続けてきたと感じざるを得ないんですよ。これって、私は思いますよ、指定管理のそもそものメリットの一つであるコストの削減を全く無視したこれやり方と言わざるを得ないんですよ。これに関してどなたかお答えできる方、御答弁願います。

○議長（小松則明君） 当局。時間を止めてください。いける。じゃ、企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、増額についてはいろいろな考えがありますがけれども、まず一般管理費が2.5%から5%になった経過もあります。そのほかは人件費分の消費税とか、あとは、令和3年

度については県の最低賃金とか、必要と認めながら予算をつけたという、そういう内容であります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 今申し上げたとおり、この打合せ記録簿には、この事業者は、既に契約の段階で年間200万円不足すると、もう分かっているんですよ。その上で、プロポーザルで、計画を町とやり取りをしたわけじゃないですか。年間200万円ということは、3年の契約の中で、もう600万円不足するんだよというのは、契約の段階で事業者がもう言っているわけですよ。それに対して町が何やかんや理由をつけて、じゃ分かりましたと、その要望にお応えしましょうと。だから単年度の見直しにして年間200万円ずつ上げたんじゃないんですか。違いますか。御答弁。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、事業者との協議記録というものでありますが、その中身については、ちょっと私は存じ上げませんが、足りないという要望は、その協議記録にはあったものも私は確認しておりますが、そのとおりの足りない要求額について上げたということではなく、町のほうでこれは最低限必要だという、認めたような経費について予算化したという内容であります。

○議長（小松則明君） 時間を止めてください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時00分

○

再 開 午後 3時06分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 菊池議員の先ほどの私の答弁についてちょっと訂正がありますので、答弁させていただきます。

先ほど補正とか、あと3年間の予算についてにお答えいたしました。令和2年、3年の予算については、私、ちょっと想定で物を述べておりましたので、その辺はちょっと訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。それでは進みます。

これまでいろいろ議論していく中で、この文化交流センター、指定管理募集の要項の中には、町は指定管理者として、協力して収益性の向上に努め、指定管理料を指定期間中に縮減することを目指しますとあるんですね。これ、縮減を目指すどころか、まるで増額を目指しているようにさえ私は思うんです。いろいろその、何費が上がっていく、かに費が上がっていくで、それは、増えていくのはしょうがないのかと言ったら、しょうがないじゃないんですよ。その中でだってやってもらわなきゃ、それが指定管理でしょ。それ増えた分が、じゃ、どっから出てくるのかと言ったら、町民の血税ですよ。そこをしっかりと考えていただきたい。おかわり、おかわりだけに対応していたら財政もたないですよ、そんなことやっていたら。令和2年度の1月の議会全員協議会、これ、指定管理に向けての説明を館長時代の副町長がされております。試算上は、おおむね15から20%ぐらいの削減ができるという発言をされているんですが、これ副町長ね、間もなく3年になりますが、どのように見ます、これ、様々な疑念が持たれる中。それが事業者のせいとか、そういう話じゃないですか、町が、勝手に気を利かせてやってあげてますよと言わんばかりじゃないですか、これまでの発言を聞いていると。先ほど、これは入札に関しての話じゃないので、談合という言葉は、それは当てはまらないかもしれないけれども、町と事業者が申合せをして、その中で話を進めていっているような、そういう疑念さえ持たれるんですよ。これどうです、副町長、これ3年そろそろたちますけれども、この15から20%の削減は、これは達成されそうですか。いかがですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 削減については、確かにその令和2年か1年の全協の席上でそのような発言をしております。ただ、現実がそうっていないということは、現実問題としてあるという認識でおります。ただ、これは確固たる、私が全部そろばんをはじいて調査したわけではございませんが、その指定管理を受けている業者と談合めいた話をして経費を上げているということについては、少なくともそういうことは、担当はしていないと信じております。この消費税の、先ほどの二百何十万円の話も、様々な経費が入っておりますけれども、これも数字を見ていないので何とも申し上げられませんが、私はその消費税について不足している分をしっかりと積み込んで、その分が加算されている内容であると現時点では信じたいと思っております。それ以外の費用については、この場で調べるわけにはいきませんが、別途、きちっと精査した上で御説明をさ

せていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） また時間止めてください。副町長、信じたいということで、じゃ、違かったらどうするんですか。そういう不的確な言葉を述べないでくださいよ。議事録に載るって言っているでしょうが。私の立場も考えてくださいよ。本当に。

菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 信じたいと、今、議長がおっしゃったとおり、信じたいのは、それは私だって信じたいですよ、そういうことはないんだって。でも、こうやって一個一個、この事実に基づいた、こういったその打合せの中の記録とかがしっかり出てきているわけですから、これを見て、だって何の申合せもなくそのまま進んできたのかといったら、それは疑念を持ちますよ、こういう会議録を見たら。これが本当に指定管理のあるべき姿なのかと、私は本当に残念ですよ。この年度末で契約期間を終えますけれども、これは本当にその見直しを、本当にその指定管理でいいのかと、そういうことも議論しながら、今後、もう最悪、直営に戻すのも私はありだと思えますよ。その後また指定管理にすることがあってもね。

そういうことを申し上げて、次に進みたいと思います。時間がないので少し短くなりますけれども、大槌町都市計画マスタープランについてでございます。

（4）の公共交通の現状と課題のところですけども、まず町民バスを小型化して、幹線道路から内側も運行してほしいという要望も各地域から出されていたと思えますけれども、これは、その後の進捗状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、幹線から外れるような、中に入るようなルートであります、その辺については、やはりバスの小型化が図られないとまずできないというのがまず1点、整理しております。そのほか、今の現状のマイクロバスについては、やっぱり安全な運行、あとは停留所等の位置等を鑑みますと、今、現状では、すぐには難しいという判断をしております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 今すぐには難しいのであれば、今後、しっかりと考えていただきたい。それは、私、何でもかんでも申し上げるといったら、高齢ドライバーの痛ましい事故が、時折これは報道されるわけですけども、当町においても、今後、ますま

す運転免許の自主返納率が高くなることは、これ目に見えているわけでございます。当然、その自主返納におけるメリット・デメリットというのものもあるんですけども、返納後の移動手段を確保するためにも、やはり町はこの公共交通を今後、本当に真剣に考えていかなければいけない。もちろんその乗合タクシー、私も実際、経験しました。私は一応会員証を持っておりますので。ただ、じゃそれが全ての世代の方々、全て町内を移動する方々の利用の仕方に沿った運行なのかといたら、またそうでない部分もあるので、様々な事情もありつつも、やはり今後検討していくべき課題だと、そのように思っております。それで、この町独自で、自主返納された方々への支援措置として、公共交通機関の乗車運賃の割引とか、そういった制度の導入というのも私は検討すべきと思うんですが、これに関していかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、公共交通の担当とすると、その料金の減額というか、その部分については、まず事業者との相談になってこようと。あと、町としての考え方であれば、福祉施策にも当たると思っていますので、その辺の関係課との協議調整をして、あとは、どういう免除の仕方がいいのかとか、いろいろ課題はあると思っております。

しかしながら、今後はやっぱり免許返納も、かなり毎年、人数が増えている傾向というのは県のデータからも分かっているとおり、今後、そういう高齢者の方が、免許を持たない住民は増えていくだろうと。その中で、澤山議員にもお答えしたとおり、やっぱり幹線バスはまず重要だと思っていますし、そこを町民バスとデマンドタクシーで補完するような、その仕組みづくりはまだ実証段階にありますので、免許返納者の推移とか交通弱者の現状の把握に努めながら注視して、デマンドタクシー等のよりよい制度になるよう、改善に努めてまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。今後、ますます免許を返納される高齢者の方々も増えていくということで、しっかりと対応を願いたいと思っております。

時間が参りました。町長ね、様々な疑念がありますが、そこを払拭して一個一個しっかりと説明できるように、そして、払拭しながらいいまちつくっていきましょうよ。

終わります。

○議長（小松則明君） 議長より一言、申合せしておきます。本議会におけるの発言は、

議事録により議会署名議員の署名、そして議長において署名し、議事録として後世に残ります。当局においては、想定の話は慎むように、これをお願いいたします。

以上で、菊池忠彦君の質問を終結いたします。

本日の日程は終了いたしました。

明日7日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後3時17分